

I 総則

第1章 総説

1 改訂の経緯

(1) 背景

- 生産年齢人口の減少，グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により，社会構造や雇用環境は大きく，また急速に変化している。
- 進化した人工知能(AI)が様々な判断を行ったり，身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりするIoTが広がるなど，Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が，社会や生活を大きく変えていくとの予測もされている。
- 選挙権年齢が引き下げられ，更に平成34(2022)年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い，高校生が自ら考え，積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

(2) 学校教育に求められること

子供たちが様々な変化に積極的に向き合い，他者と協働して課題を解決していくことや，様々な情報を見極め，知識の概念的な理解を実現し，情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと，複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすること。

(3) 中央教育審議会答申

平成26年11月 文部科学大臣から，新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問

平成28年12月 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)

- “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し，連携・協働しながら，新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- 学校，家庭，地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう，学習指導要領の枠組の改善を目指す。
- 各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指す。
※「学びの地図」としての枠組み
 - ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
 - ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と，教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
 - ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施，学習・指導の改善・充実)
 - ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
 - ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
 - ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

(4) 公示

平成29年3月31日 幼稚園教育要領，小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示

平成29年4月28日 特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示

(5) 適用

平成34年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用

平成31年4月1日から新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施

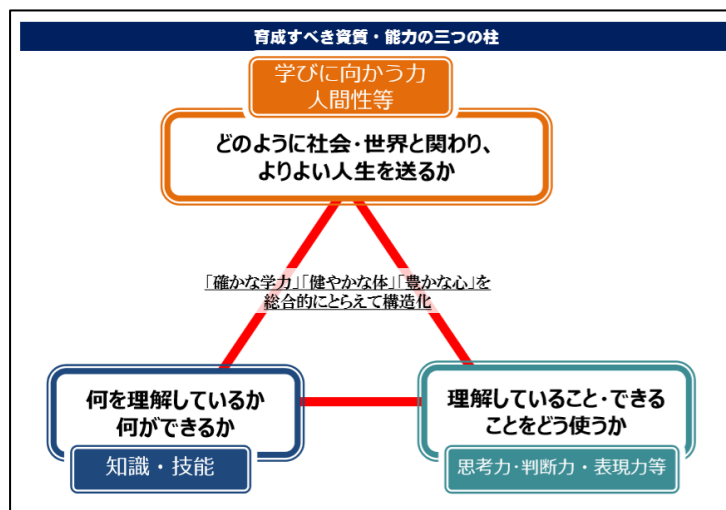
2 改訂の基本方針

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- イ 「社会に開かれた教育課程」の重視
- ロ 確かな学力の育成
- ハ 豊かな心や健やかな体の育成

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

我が国の学校教育が長年育成を目指してきた知・徳・体にわたる「生きる力」をより具体化し、下図の三つの柱に再整理。全ての教科等の目標や内容も三つの柱で再整理されている。



(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で授業改善を進める。
- ロ 各教科等において通常行われている学習活動(言語活動, 観察・実験, 問題解決的な学習など)の質を向上させる。
- ハ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で学びをデザインする。
- ニ 深い学びの鍵として、「見方・考え方」を働かせる。
- ホ 生徒の学びを深めたり、主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

カリキュラム・マネジメント

学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させる、学習の効果の最大化を図る。

教科等横断的な学習の充実・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

学習の基盤となる資質・能力(言語能力, 情報活用能力, 問題発見・解決能力等)
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

(5) 教育内容の主な改善事項

言語活動の確実な育成, 理数教育の充実, 伝統や文化に関する教育の充実, 道徳教育の充実, 外国語教育の充実, 職業教育の充実など。

3 学習指導要領の新旧対比票

※ 「高等学校学習指導要領解説 総則編」の「総則の改訂の要点」に取り上げられている主な事項について、「改訂後」の欄に記載している。「従前」の欄には、「改訂後」に変更された箇所のみを掲載している。

改訂後	従前
<p>第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開(第1款の2)</p> <p>学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。</p> <p>(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。</p> <p>学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に図るものとし、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が</p>	<p>第1款 教育課程編成の一般方針</p> <p>学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。</p> <p>学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実に図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。道徳教育を進め</p>

国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

育成を目指す資質・能力(第1款の3)

2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

カリキュラム・マネジメントの充実(第1款の5)

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメ

るに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

(新設)

(新設)

<p>ント」という。)に努めるものとする。</p> <p>第2款 教育課程の編成 各学校の教育目標と教育課程の編成(第2款の1) 各学校の教育目標と教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。</p> <p>教科等横断的な視点に立った資質・能力(第2款の2) (1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。</p> <p>各教科・科目及び単位数等(第2款の3(2)) ア 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間 (ア) 全ての生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。)は次のとおりとし、その単位数は、(1)のイに標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。 ㊦ 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」 ㊧ 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」 ㊨ 公民のうち「公共」 ㊩ 数学のうち「数学Ⅰ」</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3款 各教科・科目の履修等 1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間 (1) すべての生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。)は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。 ア 国語のうち「国語総合」 イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史</p>
--	--

<p>④ 理科のうち「科学と人間生活」,「物理基礎」,「化学基礎」,「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は「物理基礎」,「化学基礎」,「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目</p> <p>⑤ 保健体育のうち「体育」及び「保健」</p> <p>⑥ 芸術のうち「音楽Ⅰ」,「美術Ⅰ」,「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目</p> <p>⑦ 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」(英語以外の外国語を履修する場合は,学校設定科目として設ける1科目とし,その標準単位数は3単位とする。)</p> <p>⑧ 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目</p> <p>⑨ 情報のうち「情報Ⅰ」</p> <p>(イ) 総合的な探究の時間については,全ての生徒に履修させるものとし,その単位数は,(1)のイに標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし,特に必要がある場合には,その単位数を2単位とすることができる。</p> <p>(ウ) 外国の高等学校に留学していた生徒について,外国の高等学校における履修により,必修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては,外国の高等学校における履修をもって相当する必修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。</p> <p>学校段階等間の接続(第2款の4) 教育課程の編成に当たっては,次の事項に配慮しながら,学校段階等間の接続を図るものとする。</p> <p>(1) 現行の中学校学習指導要領を踏まえ,中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され,高等学校教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を,生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に,中等教育学校,連携型高等学校及び併設型高等学校においては,中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成するこ</p>	<p>B」,「地理A」及び「地理B」のうちから1科目</p> <p>ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」</p> <p>エ 数学のうち「数学Ⅰ」</p> <p>オ 理科のうち「科学と人間生活」,「物理基礎」,「化学基礎」,「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は「物理基礎」,「化学基礎」,「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目</p> <p>カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」</p> <p>キ 芸術のうち「音楽Ⅰ」,「美術Ⅰ」,「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目</p> <p>ク 外国語のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」(英語以外の外国語を履修する場合は,学校設定科目として設ける1科目とし,その標準単位数は3単位とする。)</p> <p>ケ 家庭のうち「家庭基礎」,「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目</p> <p>コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目</p> <p>(1) 総合的な学習の時間については,すべての生徒に履修させるものとし,その単位数は,第2款の2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし,特に必要がある場合には,その単位数を2単位とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>と。</p> <p>(2) 生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。</p> <p>ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。</p> <p>イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。</p> <p>ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。</p> <p>(3) 大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。</p> <p>通信制の課程における教育課程の特例(第2款の5)</p> <p>(2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。</p> <p>(5) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下「面接指導等時間数」という。)のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。</p>	<p>【第5款の3】</p> <p>(1) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。</p> <p>ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。</p> <p>イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。</p> <p>ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。</p> <p>(新設)</p> <p>第7款 通信制の課程における教育課程の特例</p> <p>(新設)</p> <p>学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。</p>
---	---

なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。

第3款 教育課程の実施と学習評価

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(第3款の1)

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。
- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働するこ

【第5款 5】

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

(新設)

- (1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。
- (10) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (5) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画に取り入れるようにすること。

(新設)

<p>との重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。</p> <p>(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。</p> <p>学習評価の充実(第3款の2) 学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。</p> <p>(2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。</p> <p>第5款 生徒の発達の支援 生徒の発達を支える指導の充実(第5款の1) 教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。</p> <p>(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の</p>	<p>(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。</p> <p>(12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【第5款の5】 (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。</p>
--	--

充実を図ること。

- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。
- (5) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。
- (6) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

特別な配慮を必要とする生徒への指導(第5款の2)

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の

(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

(2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。

(6) 各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

(7) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。(再掲あり)

<p>特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。</p> <p>なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。</p> <p>(7) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。</p> <p>(4) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p> <p>ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。</p> <p>(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導</p> <p>ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。</p> <p>イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。(再掲)</p> <p>(9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。</p>
--	---

<p>る。</p> <p>(3) 不登校生徒への配慮</p> <p>ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>イ 相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第6款 学校運営上の留意事項</p> <p>教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等(第6款の1)</p> <p>ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。</p> <p>イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。</p> <p>ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</p>
<p>家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携(第6款の2)</p>	

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

第7款 道德教育に関する配慮事項

道德教育の指導体制と全体計画(第8款の1)

道德教育を進めるに当たっては、道德教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師(「道德教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。なお、道德教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

道德教育推進上の留意事項(第7款の2)

道德教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道德の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道德的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度

(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

【第5款の3】

(4) 全教師が協力して道德教育を展開するため、第1款の2に示す道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その全体計画を作成すること。

(新設)

<p>を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。</p> <p>豊かな体験活動の充実といじめの防止(第7款の3)</p> <p>学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるときとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。</p> <p>家庭や地域社会との連携(第7款の4)</p> <p>学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	-------------------------

4 道德教育の充実

(1) 高等学校における道德教育に係る改訂の基本方針

- ・ 高等学校における道德教育は人間としての在り方生き方に関する教育である。
- ・ 道德教育は学校の教育活動全体を通じて行う。
- ・ 校長の方針の下、道德教育推進を主に担当する教師(「道德教育推進教師」)を新たに位置付けた。
- ・ 公民科に新たに設けられた「公共」及び「倫理」並びに特別活動を道德教育の中核的な指導の場面として関連付ける。

高等学校の道德教育の目標等については、小学校及び中学校学習指導要領の改訂を踏まえて改善されている。答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見出していく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応していることに留意する。

(2) 高等学校における道德教育に係る改訂の要点

- ・ 道德教育の目標を「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きていくための基盤となる道德性を養うこと」と示した。
- ・ 「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」が道德教育を進めるに当たって配慮事項として示された。

総則の第1章第7款に道德教育推進上の配慮事項が新たに設けられた。道德教育の配慮事項としては、学校の教育活動全体で道德教育を行い、校長の方針の下に、道德教育推進教師が中心となって全教師が協力して道德教育を行うことが示されている。また、就業体験活動やボランティア活動等への参加などの豊かな体験の充実とともに、道德教育がいじめの防止や安全の確保等に資するように留意することなどが示された。

第2章 教育課程の基準

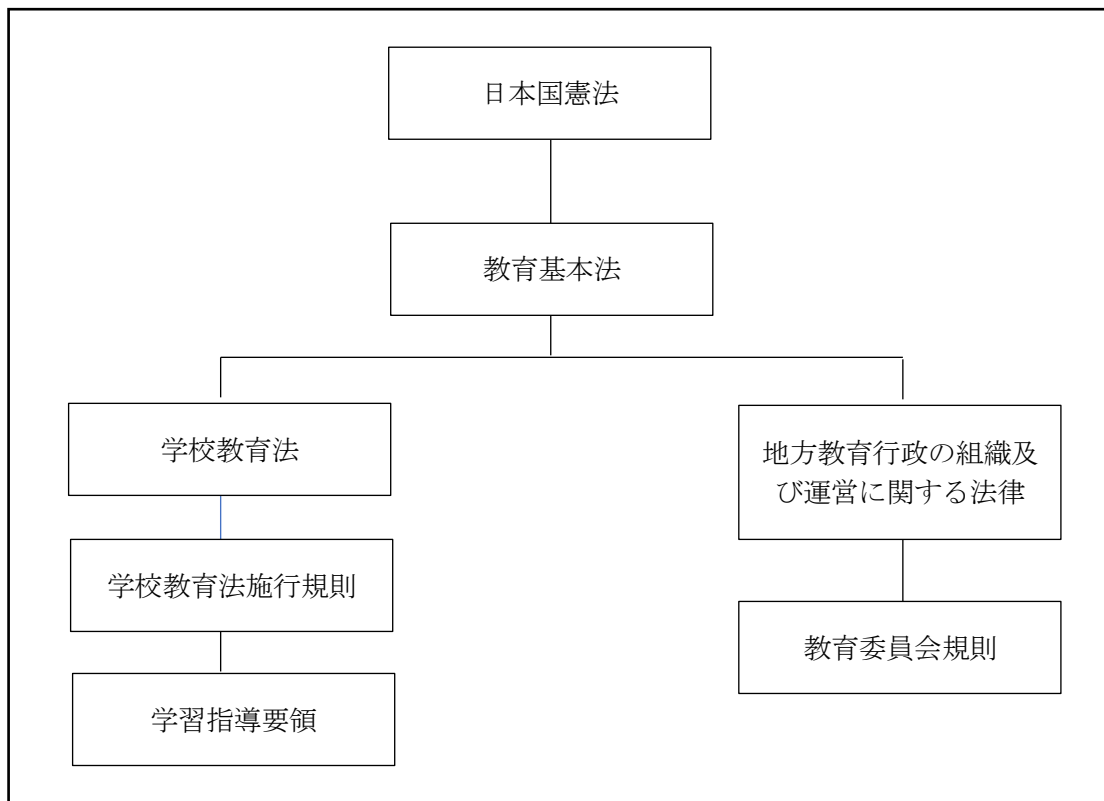
1 教育課程の意義

- 各学校においては、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学校教育全体や各教科・科目等の目標やねらいを明確にし、それらを実現するために必要な教育の内容を、教科等横断的な視点を持ちつつ、各教科・科目等の相互の関連を図りながら、授業時数との関連において総合的に組織していくことが求められる。

2 教育課程に関する法制

- 学習指導要領は、法規としての性格を有するものとして、教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示しており、各学校における指導の具体化については、学校や教職員の裁量に基づく多様な創意工夫を前提としている。
- 具体的には、全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、生徒の学習状況などその実態等に応じて必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である(学習指導要領の「基準性」)。また、これまでどおり学校設定教科・科目を設けたり、授業の1単位時間を弾力的に運用したりすることを可能としていること、総合的な探究の時間における各学校の創意工夫を重視していることなどにも変更はない。

※教育課程に関する法令



第3章 教育課程の編成及び実施

1 高等学校教育の基本と教育課程の役割

(1) 教育課程編成の原則(第1章総則第1款1)

教育課程編成の主体

各学校が、主体性を発揮して、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成する。

教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行うべきである。総合的な探究の時間をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、教科や学年等の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっている。学校では、全教職員がそれぞれ校務を分担処理しており、これらの運営組織を生かし、各自が十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一感のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

教育課程編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学習指導要領を基準とし、法令や学習指導要領の内容を十分理解した上で、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて編成する。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、学校の教育目標の設定、教育の内容の選択や組織、あるいは授業時数の配当などに十分反映させる。

ウ 生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮すること

生徒の発達の過程を的確に捉えるとともに、個々の特性に適切に対応し、その一層の伸長を図るよう編成する。(能力・適性、興味・関心や性格などの個人の属性を「特性」とし、進路や学習経験などそれ以外の事情と併せて「特性等」とする)。

エ 課程や学科の特色を十分考慮すること

各課程・学科とも、必修教科・科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得に加え、それぞれの特色を生かした教育を行うことを考えて編成する。

オ 学校や地域の実態を十分考慮すること

教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得る。また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)」や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で生徒の成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」等の推進などの取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域の共有を促進し、地域とともにある学校づくりを一層効果的に進める。

(2) 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開(第1章総則第1款2)

「生きる力」の育成

平成8年7月の中央教育審議会第一次答申、平成21年の改訂を経て、今回の改訂においては、「複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていく」こととした。

このため、本項において「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことを示している。

以下の事項は、学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現することにより、「生きる力」を育むものである。

イ 確かな学力(第1章総則第1款2(1))

(イ) 育むべき「確かな学力」

基礎的・基本的な知識及び技能の修得

課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成

主体的に学習に取り組む態度

多様性や協働性など

(ロ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるもの

(ハ) 家庭との連携による学習習慣の確立

ロ 豊かな心(第1章総則第1款2(2))

(イ) 豊かな心を育む主な教育活動としての「道德教育」。

(ロ) 「道德教育」の中核的な指導場面である公民科の「公共」と特別活動(それぞれの目標に、「人間としての在り方生き方」を掲げている。)

(ハ) 教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とする。

(ニ) 小・中学校における道德教育(「特別の教科である道德」=道德科)と異なり、教科として位置付けられていないことから、教育活動全体を通じて行う配慮が必要である。

ハ 健やかな体(第1章総則第1款2(3))

(イ) 心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現

(ロ) 健康的な生活習慣を形成(運動による体力の保持増進、食育による望ましい食習慣)

(ハ) 安全に関する指導の充実(様々な健康情報や性・薬物等の情報の正しい選択)

(ニ) 体育・健康に関する指導を保健体育科担当者だけに任せず、学校の教育活動全体を通じて適切に行い、その効果を上げるためには、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

(3) 育成を目指す資質・能力(第1章総則第1款3)

- ・ 教育の目標である「生きる力」の育成のために、「何を学ぶか」を重視しつつ、その内容を学ぶことで「何ができるようになるか」を併せて重視する必要がある、生徒にどのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして設定することが重要。
- ・ 資質・能力の「三つの柱」の育成
 - ア 知識及び技能が習得されるようにすること
 - イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること
 - ウ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること→学習の過程を通して相互に関係し合いながら育成されるもの

「三つの柱」は、これまで積み重ねられてきた一人一人の生徒に必要な力を育む学校教育の実践において、各教科等の指導を通して育成してきた資質・能力を再整理し、教育課程の全体として明らかにしたもので、以下の点で効果的である。

- ・ 教員経験を問わず各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を確実に捉えられる。
 - ・ 教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施できる。
 - ・ 学校教育を通してどのような力を育むのかということを社会と共有することができる。
- 資質・能力の「三つの柱」とは下記のとおりである。

イ 知識及び技能が習得されるようにすること

(イ) 知識や技能の習得なしに、他の二つの柱の育成は為し得ない。

(ロ) 知識については、教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に並び、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要。

(ハ) 技能については、一定の手順や段階を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら、そうした新たな技能が既得の技能等と関連付けられ、他の学習や生活の場面でも活用できるように習熟・熟達した技能として習得されるようにしていくことが重要。

ロ 思考力、判断力、表現力等を育成すること

(イ) 生徒が「理解していることやできることをどう使うか」に関わるもの。

(ロ) 「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活における未知の状況の中でも、具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力。

(ハ) 深い理解を伴う知識の習得と相互の関係にあるもの。

ハ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

(イ) 他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要なもの。

(ロ) 思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むもの。

(ハ) 困難に直面する可能性を低くしたり、困難への対処方法を見いだしたりする力。

(ニ) 多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するもの。

(4) 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導(第1章総則第1款4)

- ・ 従前の学習指導要領同様に、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図る。

イ 教育効果を高めるための主なねらい

- (イ) 勤労の尊さや創造することの喜びの体得
- (ロ) 望ましい勤労観や職業観の育成
- (ハ) 自分の能力・適性の判断や高等学校卒業後の進路の選択
- (ニ) 職業生活，社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造的な能力や態度の育成
- (ホ) 社会の構成員として共に生きる心を養い，社会奉仕の精神の涵養

ロ 教育活動への主な位置付け

(イ) 各教科・科目において実施する場合

- ・ 職業に関する各教科の「課題研究」等の中で産業現場等における実習
- ・ 家庭科の「家庭総合」におけるボランティア活動への参加や身近な高齢者との交流
- ・ 職業に関する各教科・科目における実習については，その各教科・科目の内容に直接関係のある就業体験活動
- ・ 定時制・通信制の課程における，職業による実務代替
- ・ 就業体験活動やボランティア活動を行うための学校設定教科・科目

(ロ) 特別活動で実施する場合

- ・ ボランティア活動や就業体験活動など勤労に関わる体験的な活動
 - * 生徒会活動及び学校行事のそれぞれにおいて取り上げること
 - 学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中で就業体験活動
 - * 幼児，高齢者，障害者などとの触れ合い，自然体験や社会体験などの工夫

(ハ) 総合的な探究の時間における学習活動

- ・ 地域や学校の実態，生徒の特性等に応じた探究課題の設定と解決に向けた学習活動

(ニ) 学校外における就業体験活動やボランティア活動の単位修得

- ・ 関連する既存の科目の増加単位として修得を認定
- ・ 学校外活動に単位を認定するための独自の学校設定教科・科目の設定など

(5) カリキュラム・マネジメントの充実(第1章総則第1款5)

「カリキュラム・マネジメント」とは

生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

イ 生徒や学校，地域の実態を適切に把握すること

各種調査結果やデータ等に基づき，生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり，保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていく。

ロ カリキュラム・マネジメントの以下の三つの側面を通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

(ア) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を，教科等横断的な視点で組み立てていくこと

生徒の「生きる力」の育成のために「何を学ぶか」，「何ができるようになるか」という，育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定する。

教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を適切に位置付けること，また，総合的な探究の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることな

ど、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成する。

(イ) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各種調査結果やデータ等を活用し、教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析することで課題を見だし、改善方針を立案して実施する。

改善については、校内の取組により直ちに修正可能なものと、教育委員会の指導助言を得ながら長期的に修正を図るものがある。改善に必要な体制や日程を具体化し、組織的かつ計画的に取り組む。

(ウ) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくこと

各学校の教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境(近隣の学校や大学、研究機関、社会教育施設、生徒の学習に協力可能な人材等)などを把握し、教育課程に生かす。

学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて教育課程に関する研究を重ね、創意工夫を加えて編成や改善を図る。

学校評議員制度や学校運営協議会制度、地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有する。

教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、各学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきである。(具体的な「手順の一例」は学習指導要領「総則」解説 P48～50 を参照)

2 教育課程の編成

(1) 各学校の教育目標と教育課程の編成(第1章総則第2款1)

- ・ 各学校において教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえることが重要となる。
 - ア 法律および学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
 - イ 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
 - ウ 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
 - エ 学校や地域の実態等に即したものであること。
 - オ 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
 - カ 評価が可能な具体性を有すること。

本項は今回の改訂での新設の項目であり、各学校の教育目標の設定について示しているものである。目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協議のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。

(2) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成(第1章総則第2款2)

- ・ 生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、資質・能力の三つの柱を踏まえながら明確にすることが求められる。

この項目も今回の改訂での新設となる。

育成を目指す資質・能力の具体例については、様々な提案がされているが、平成28年12月の

中央教育審議会答申では、以下の通り大別している。

- ・ 例えば国語力、数学力などのように、伝統的な教科等の枠組みを踏まえながら、社会の中で活用できる力としての在り方について論じているもの。
- ・ 例えば言語能力や情報活用能力などのように、教科等を越えた全ての学習の基盤として育まれ活用される力について論じているもの。
- ・ 例えば安全で安心な社会づくりのために必要な力や、自然環境の有限性の中で持続可能な社会をつくる力などのように、今後の社会の在り方を踏まえて、子供たちが現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な在り方について論じているもの。

上記の力を生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。

イ 学習の基盤となる資質・能力(第1章総則第2款2(1))

学習の基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を挙げている。

- (イ) 言語能力は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きいものであり、「話すこと・聞くこと」「書くこと」の領域の学習が十分に行われていない等の課題も指摘されていた。国語科を要としつつ教育課程全体を見渡して組織的・計画的に言語能力の育成を図ることが求められる。外国語科においても、言語としての共通性や固有の特徴への気付きを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。
- (ロ) 情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。各学校においては日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。また、情報科は情報活用能力の育成の中核を担うものではあるが、その育成においては情報科と他の各教科・科目等においても積極的に実施していくことが必要である。
- (ハ) 問題発見・解決能力については、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な探究の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにすることが重要である。

ロ 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力(第1章総則第2款2(2))

豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することによって向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育てていくことができるようにすることを示している。

このような現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、平成28年12月の中央教育審議会答申では、以下のようなことが考えられるとされたところである。

- ・ 健康・安全・食に関する力
- ・ 主権者として求められる力
- ・ 新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・ グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現代まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・ 地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・ 自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・ 豊かなスポーツライフを実現する力

(3) 教育課程の編成における共通的事項(第1章総則第2款3)

イ 各教科・科目及び単位数等(第1章総則第2款3(1))

- ・ 卒業までに履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は74単位以上。
- ・ 総合的な探究の時間は、すべての学校で教育課程上必置。
- ・ ホームルーム活動の授業時数は、原則年間35単位時間以上。
- ・ 各教科については、「各学科に共通する各教科・科目」と「主として専門学科において開設される各教科・科目」に分ける。
- ・ 1単位時間を50分とし、35単位時間行われた授業を1単位として計算する。
- ・ 共通教科・科目については、学習指導要領において、標準単位数が示されており、特に必要がある場合は、標準単位数を超えて単位数を増加することができる。

(イ) 卒業までに履修させる単位数

卒業までに履修させる単位数は、次に示すものの単位数を含め74単位以上とする。

- ・ 全ての生徒に履修させる必履修教科・科目及び「総合的な探究の時間」の単位数
- ・ 専門学科において、全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数
- ・ 総合学科において、全ての生徒に履修させる「産業社会と人間」の単位数

教科と科目及び単位数等の扱いについて従来と変更はない。

(ロ) 各学科に共通する各教科・科目の標準単位数等

標準単位数は以下の表のとおりである。今回の改訂では新たに教科『理数』が表に加わった。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
国語	現代の国語	2	理科	科学と人間生活	2	芸術	書道Ⅰ	2
	言語文化	2		物理基礎	2		書道Ⅱ	2
	論理国語	4		物理	4		書道Ⅲ	2
	文学国語	4		化学基礎	2	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3
	国語表現	4		化学	4		英語コミュニケーションⅡ	4
	古典探究	4		生物基礎	2		英語コミュニケーションⅢ	4
	地理歴史	地理総合		2	生物		4	論理・表現Ⅰ
地理探究		3	地学基礎	2	論理・表現Ⅱ		2	
歴史総合		2	地学	4	論理・表現Ⅲ		2	
日本史探究		3	保健体育	体育	7～8		家庭	家庭基礎
世界史探究		3		保健	2	家庭総合		4
公民	公共	2	芸術	音楽Ⅰ	2	情報		情報Ⅰ
	倫理	2		音楽Ⅱ	2		情報Ⅱ	2
	政治・経済	2		音楽Ⅲ	2	理数	理数探究基礎	1
数学	数学Ⅰ	3		美術Ⅰ	2		理数探究	2～5
	数学Ⅱ	4		美術Ⅱ	2	総合的な探究の時間		3～6
	数学Ⅲ	3		美術Ⅲ	2			
	数学A	2		工芸Ⅰ	2			
	数学B	2	工芸Ⅱ	2				
	数学C	2	工芸Ⅲ	2				

(ハ) 改善点・科目の順序性等

各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の改善の事項は以下のとおりである。

- ・ I, II, IIIを付した科目は、目的や内容が段階的に構成

- ・ A, B, Cとしている科目は、選択履修できるように目的や内容に特色をもたせて構成
- ・ 地理歴史科の科目は「総合」→「探究」の順序性
- ・ 理科については、基礎を付した科目→基礎を付さない科目の順序性
- ・ 「理数探究基礎」と「理数探究」は、履修における順序性は示していないが、目標や内容は段階的に構成されている。
- ・ 「古典探究」、「地理探究」、「日本史探究」、「世界史探究」と「総合的な探究の時間」、「理数探究基礎」、「理数探究」の「探究」は意味の異なるものである。

(二) 標準単位数について

標準単位数は、履修の途中で追加的に単位を配当したり、学習の進度に応じて一部の生徒のみに追加的に単位を配当することはできない。また、必履修教科・科目については原則として標準単位数を下らないこと。

なお、解説総則編 63 ページには各教科・科目における増単・減単の条件について具体的に示されている。

(ホ) 主として専門学科において開設される各教科・科目

各専門学科における各教科・科目については以下の表のとおりである。

教科	科目
農業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用
工業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基礎力学，土木構造設計，土木施工，社会基礎工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史
商業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工学，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，保育基礎，保育実践，生活と福祉，住生活デザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生，総合調理実習
看護	基礎看護，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと回復の促進，健康支援と社会保障制度，成人看護，老年看護，小児看護，母性看護，精神看護，在宅看護，看護の統合と実践，看護臨地実習，看護情報

情報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報テクノロジー，情報セキュリティ，情報システムのプログラミング，ネットワークシステム，データベース，情報デザイン，コンテンツの制作と発信，メディアとサービス，情報実習
福祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，こころとからだの理解，福祉情報
理数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学
体育	スポーツ概論，スポーツⅠ，スポーツⅡ，スポーツⅢ，スポーツⅣ，スポーツⅤ，スポーツⅥ，スポーツ総合演習
音楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究
美術	美術概論，美術史，鑑賞研究，素描，構成，絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザイン，クラフトデザイン，情報メディアデザイン，映像表現，環境造形
英語	総合英語Ⅰ，総合英語Ⅱ，総合英語Ⅲ，ディベート・ディスカッションⅠ，ディベート・ディスカッションⅡ，エッセイライティングⅠ，エッセイライティングⅡ

(A) 主として専門学科において開設される各教科・科目の改善

地域や社会の発展を担う職業人を育成するため，社会や産業の変化の状況等を踏まえ，持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応への視点から，各教科の科目構成や各科目の内容の改善が図られている。

産業界で求められる人材育成を重視する観点から，工業科で「船舶工学」，商業科で「観光ビジネス」，家庭科で「総合調理実習」，情報科で「情報セキュリティ」「メディアとサービス」の新設がある。

(B) 専門教科・科目の標準単位数

専門教科・科目の標準単位数は，公立学校では各都道府県教育委員会等が，私立学校にあたっては各学校法人が標準単位を定めることになっている。

(C) 学校設定科目及び学校設定教科

学校設定科目の名称・内容・単位数等は各学校で定めることができるが，その際には「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること，科目の内容の構成は関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分な配慮が必要である。

また，学校や生徒の実態に応じ，義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に，必修教科・科目を履修させることも考えられる。

なお，各学校において，学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設置できる。総合学科においては，「産業社会と人間」は，全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとされており，標準単位数は2～4単位とすることとされている。

□ 各学科・科目の履修等(第1章総則第2款3(2))

- ・ 「数学Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」は2単位まで減単可。
- ・ その他の必修教科科目についても減単は可能だが，標準単位数が2単位であるものは除く。
- ・ 標準単位数の最小の合計単位数は35単位となる。
- ・ 「総合的な探究の時間」を2単位に減ずることができるのは，限定的であることに注意。
- ・ 専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は25単位以上。
- ・ 総合学科では「産業社会と人間」は全ての生徒に履修させること，「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設すること。

(D) 必修教科・科目の種類とその単位数

必修教科・科目については以下の表のとおりである(カッコ内数字は標準単位数)。

なお，標準単位数を減ずる場合は，外部への説明責任が果たせるようにすること。

国語	現代の国語(2), 言語文化(2)
地理歴史	地理総合(2), 歴史総合(2)
公民	公共(2)
数学	数学Ⅰ(3)
理科	科学と人間生活(2), 物理基礎(2), 化学基礎(2), 生物基礎(2), 地学基礎(2)から2科目(1科目は「科学と人間生活」を含む) 又は 物理基礎(2), 化学基礎(2), 生物基礎(2), 地学基礎(2)から3科目
保健体育	体育(7~8), 保健(2)
芸術	音楽Ⅰ(2), 美術Ⅰ(2), 工芸Ⅰ(2), 書道Ⅰ(2)から1科目
外国語	英語コミュニケーションⅠ(3)
家庭	家庭基礎(2), 家庭総合(4)から1科目
情報	情報Ⅰ(2)
総合的な探究の時間(3~6)	

以上の必履修教科・科目の設定により、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計は、従前と同様、各課程・学科とも35単位となっている。

(A) 必履修教科・科目の履修(一部単位減)についての留意点

必履修教科・科目の単位減については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位のものを除く。)についてはその一部を減じることができる(第1章総則第2款3(2)ア(7))。

これは、中学校卒業者のほとんどの者が高等学校に進学し、生徒の能力・適性、進路等が多様になっているという実態があること、個々の生徒について個性の伸長を図るため、一方においては大幅な増加単位の措置を認めるとともに、必履修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要があることを考慮したものである。

なお、標準単位数の一部を減ずる場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となる。

また、「現代の国語」や「言語文化」のような標準単位数が2単位の科目については、単位数の一部を減じることが認められない。

体育は、卒業までに7又は8単位を配当することとなっているので、7単位未満に単位を減じて配当することはできない。

(B) 総合的な探究の時間の一部単位減についての留意点

総合的な探究の時間については、3単位を下回らないことが求められるが、各教科・科目(学校設定教科・科目を含む。)において、教科横断的な学習を自己の在り方生き方に関連づけ、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるということであるので、2単位に減じることが出来るのは限定的であることに注意しなければならない。

また、総合的な探究の時間の単位数を標準単位数から減ずる場合においては、その理由として、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。

(ホ) 外国の高等学校に留学していた生徒について

第1章総則第2款3(2)ア(ウ)には、外国の高等学校に留学していた生徒についての必履修教科・科目と総合的な探究の時間の履修について示してあるが、ここで言う留学とは、いったん日本の高等学校に入学した生徒が、校長の許可を受けて留学すること(学校教育法施行規則第93条第1項)を意味し、もともとの外国の高等学校に在籍していた生徒が、日本の高等学校に編入する場合は含まないことに注意が必要である。

(ハ) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は従前と同じく25単位以上である。商業に関する学科については、外国語に属する科目について5単位を限度として専門教科・科目の単位数に含めることができる。商業以外の専門学科についても、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5単位を限度とし、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることができる。

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。専門教科・科目による必履修科目の代替は機械的に認められるものではない。説明責任が求められることに注意が必要である。

職業学科においては、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができ、「課題研究等」の履修をもって、総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」であり、自動的に代替が認められるものではない。

※職業教育を主とする専門学科における「課題研究等」とは、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」である。

(ト) 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科においては、単位制による課程とすることが原則である。また、「産業社会と人間」は全ての生徒に原則として入学年次に履修させることとしている。教育課程編成に当たっては、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設するように定められている。

「産業社会と人間」の標準単位数は2～4単位である。学校設定教科に関する科目として設けることができる。

ウ 各教科・科目等の授業時数等(第1章総則第2款3(3))

- ・ この項では、以下の10点について示されている。
- (ア) 全日制課程における年間授業週数 … 年間35週を標準
- (イ) 全日制の課程における週当たり授業時数 … 30単位時間を標準
- (ウ) 定時制の課程における週当たりの授業時数等
- (エ) ホームルーム活動の授業時数 … 年間35単位時間以上。集中して行うことはできない
- (オ) 生徒会活動及び学校行事の授業数 … 適切な授業数を充てる
- (カ) 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時間数の取扱いに関する特例
- (キ) 授業の1単位時間
- (ク) 短い時間を活用して行う指導
- (ケ) 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替
- (コ) 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替

(イ) 全日制課程における年間授業週数

年間35週を標準とする。全日制の課程においては、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間(夏季、冬季、学年末の休業日に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができるので、各学校の創意工夫で一層弾力的に運用できるようになっている。総合的な探究の時間に関しては、特定の学期あるいは期間に行う方法を組み合わせてもよい。

(d) 全日制の課程における週当たり授業時数

30 単位時間を標準とするが、これを超えて授業を行うことも可能。

なお、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程についても 30 単位時間を超えることができることについても、従前と同様。

(h) 定時制の課程における週当たりの授業時数等

生徒の勤労状況と地域の諸事情を考慮して、適切に配当するものとする。

(二) ホームルーム活動の授業時数

特別活動の履修については、単位による計算は行わないが、ホームルーム活動については、履修すべき単位時間数を定める。年間 35 単位時間以上確保する必要がある、集中して行うことはできない。週間授業時間割の中に配当し、各年次毎週履修させなければならない。

ホームルーム活動は、高等学校における道徳教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な役割を果たすものである。「ショートホームルーム」「朝の会」等はホームルーム活動とは区別される。

(ホ) 生徒会活動及び学校行事の授業時数

生徒会活動及び学校行事の授業時数は、活動ごとに時期を考慮し、課程や学科の特色、学校や地域の実態を生かした実施が望ましい。また「適切な授業時数を充てる」(第2款3(3)オ)とは、それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきであるという趣旨である。指導計画の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てる授業時間数をあらかじめ明らかにしておくことが大切である。

(A) 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時間数の取扱いに関する特例

定時制課程については、特別な事情がある場合は、ホームルーム活動の授業時数の一部を減らすことができる。ここでの「特別な事情がある場合」とは、一般的に言えば、生徒の勤務の実態、交通事情などの事情がある場合である。なお、通信制課程における特別活動については、第1章総則第2款5(6)に規定されており、ホームルーム活動を含めて、30 単位時間以上指導するものとしている。

(ト) 授業の1単位時間

第1章総則第2款3(1)アにあるように、授業の1単位時間は50分である。35 単位時間の授業を1単位として計算することを標準としているので、75 分授業や100 分授業の展開も可能だが、「1 単位時間を 50 分・35 単位時間を 1 単位」として計算した授業時数を確保することということを留意する必要がある。

(フ) 短い時間を活用して行う指導

各教科・科目の特質に応じ、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して行う指導については、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科・科目等の授業時数に含めることができる。この規定を活用する場合は、当該教科・科目等が学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。なお、授業時間設定に際しての留意点は以下の通りである。

- ・ 各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスのとれた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

(リ) 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替

総合的な探究の時間において、例えば旅行・集団宿泊的行事(自然体験活動等)や勤労生産・奉仕的行事(ボランティア活動等)を行う場合において、特別活動の実施と同様の成果が期待できる場合は、総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替を認めている。

なお、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な

探究の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な探究の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえることが必要である。

(ヌ) 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替

理数科に属する科目である「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」のみであり、「理数探究基礎」「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではないことに注意が必要。

(ル) その他 … 年間授業時数等について

本県においては、「県立学校の管理に関する規則」（以下、「規則」という。）第5条において休業日を定めている。学校の休業日のうち、学年始休業日（4月1日から同日7日まで）、夏季休業日（7月21日から8月25日まで）、冬季休業日（12月24日から翌年1月7日まで）、みやぎ鎮魂の日（3月11日）、学年末休業日（3月25日から同月31日まで）、校長が特に必要と認めて定める日については、休業日の合計は65日以内とすると規定しているので、「長期休業日に係る規則の改正に伴う実施上の事務について」（平成16年3月8日付け高号外）、及び「入学者選抜事務処理に係る休業日について」（平成31年1月4日付け高第600号）を踏まえるなど、十分な注意が必要である。

なお、「みやぎ鎮魂の日」については、『みやぎ鎮魂の日を定める条例』の施行に伴う休業日の取扱いについて（平成25年5月1日付け高第92号）において、3月11日を規則第5条第1項第8号に基づく休業日としている。教育の実施上やむを得ない事情がある場合は、規則第7条により授業日に振り替えることはできるが、「みやぎ鎮魂の日を定める条例」（平成25年宮城県条例第18号）の趣旨に沿った学校教育活動を行うように努めることとなっている。

二 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成（第1章総則第2款3(4)）

(イ) 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修について

前回の改訂に続き、多様性に配慮して、学校や生徒の選択の幅を確保している。必履修教科・科目の最小の単位数の合計は従前と同様35単位とし、安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることのないよう、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう配慮すべきことを求めている。

(ロ) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修について

学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要があるとし、生徒の選択の幅を拡大する際に適切なガイダンスを行うよう留意しなければならない。

(ハ) 教育課程の類型の設定の配慮点

教育課程の類型について、配慮すべき点は以下の通りである。

- ・ 生徒の能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすように配慮すること。高等学校卒業後の進路も見据え、大学等で学びを深めたり、実社会で様々な課題に接したりしていく中で必要となる教科等が履修されるようにする。
- ・ 類型を設けるに当たっては、各教科・科目が有機的、系統的に構成されること。
- ・ 選択科目の設定に当たっては、学習の体系性や発展性が確保できるように配慮すること。
- ・ 適切なガイダンスを行うこと。
- ・ 類型を固定化せず、別の類型に移行するときにも対応できるように配慮すること。

ホ 各教科・科目等の内容の取扱い(第1章総則第2款3(5))

- ・ 生徒の学習状況などその実態に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能。
- ・ 学習指導要領における各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。
- ・ 学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- ・ 教科・科目の目標の趣旨を損なわない範囲で内容の一部を省略し、適切に指導することができる。

(イ) 全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能である。このことによって、更に知識及び技能を深めたり高めたりするとともに、思考力、判断力、表現力等を豊かにしたり、学びあう力、人間性等を涵養したりすることが期待される。その際、学習指導要領の目標や内容の趣旨から逸脱しないことが必要であり、生徒の負担が過剰にならないように十分に留意すべきである。

(ロ) 各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成する必要がある。

(ハ) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、また、総則第4款1(3)に規定しているように、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。

1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を履修したことを認定することが原則。

(ニ) 特に必要がある場合は、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができるが、その際は基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について留意することが必要である。

ヘ 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項(第1章総則第2款3(6))

- ・ 各学校においては、学習指導要領に示された指導計画作成上の配慮事項などに十分配慮して、生徒の特性、課程や学科の特色、学校や地域の実態等を把握して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

ここでは特に配慮すべき事項として、「資質・能力を育む効果的な指導」と「各教科・科目等相互間の関連及び系統的、発展的な指導」が示されている。

(イ) 「資質・能力を育む効果的な指導」に関しては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導を行うことができるように配慮することとされている。

(ロ) 「各教科・科目等相互間の関連及び系統的、発展的な指導」に関しては、各教科に示す各教科に属する各科目の「内容の取扱い」と「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において具体的に示されているので留意する必要がある。

学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目等の目標や指導内容についての系統性、発展性を研究し、指導の時期、順序、方法等について検討を行った上で、これらを統合した系統化、組織化の観点からの指導が行われるように配慮しなければならない。

ト キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項(第1章総則第2款3(7))

(イ) 就業体験活動の機会の確保

平成20年1月の中央教育審議会においてキャリア教育の重要性が提言された。これを踏まえ、産業現場等における就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るように配慮すべきことを示している。また、学校外における就業体験活動を単位認定(学校教育法施行規則第98条)する場合には、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が望まれる。

(ロ) 普通科における職業科目の履修

普通科においても、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、卒業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。普通科における職業科目の履修については、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。そのためには地域や産業界等との連携を図り、就業体験活動の機会を積極的に設けることが望まれる。今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、いわゆる「アカデミック・インターンシップ」を充実させることなども考えられる。また実施の際はガイダンス機能の充実に努めることが重要である。

(ハ) 職業学科における配慮事項

職業学科における配慮事項としては、以下の2点が示されている。

- ・ 実験・実習に相当する授業時数の確保

商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当することとし、座学と実験・実習との調和と関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

- ・ 生徒の実態に応じた配慮

科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等において適切に選択して履修させること。また、できるだけ実験・実習をとおして体験的に学ばせる機会を多くすること。

(ニ) 職業科目における配慮事項

職業科目における配慮事項は以下の3点が示されている。

- ・ 就業体験活動による実習の代替

就業体験活動を推進する観点から、特に、職業科目については、現場実習を含め就業体験活動を積極的に取り入れることとし、就業体験活動をもって実習に替えることができる。なお、この場合の就業体験活動は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

- ・ ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブ等

学校家庭クラブ活動は、専門教科家庭科の「課題研究」等に位置付けられた教育活動であり、学校農業クラブ活動は専門教科農業科の「農業と環境」、「課題研究」、「総合実習」に位置付けられた教育活動である。これらの活動は、プロジェクト学習を推進、援助するのに最も適しているため、家庭科、農業科に属する各科目の指導に当たっては、積極的に活用して学習の効果を上げるようにすることが望ましい。

- ・ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するためには、次のような要件が満たされる必要がある。

- ① 職業科目が教育課程に位置付けられていること
- ② 職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目の密接な関係を有する職業に従事していること
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果が認められること

(4) 学校段階等間の接続(第1章総則第2款4)

イ 中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程(第1章総則第2款4(1))

- ・ 小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、高等学校教育の充実を図っていくことが重要。
- ・ 中等教育学校、連携型高等学校及び併設型中高一貫教育校における教育課程の基準の特例が示されている。

今回の改訂で新設された項目である。また、中等教育学校、連携型高等学校及び併設型中高一貫教育校における教育課程の基準の特例措置についても新たに示されている。特例措置の詳細は解説総則編 p107～p108 を参照。特に重要な点や配慮すべき点を以下に示す。

- ・ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校については、各学年において各教科の授業時数を70単位時間の範囲で減じ、当該教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。
- ・ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導内容の一部については、中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができる。
- ・ 学習内容の系統性に留意し、各学校段階の教育目標が6年間の教育課程全体の中で確実に達成されるようにすること。

ロ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫(第1章総則第2款4(2))

- ・ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける。
- ・ 必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。
- ・ 必履修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目を履修させる。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、「学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合」であり、全ての生徒に対して必ず実施しなければならないものではないが、前述の必要がある場合には、こうした指導を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められる。

ハ 高等学校卒業以降の教育や職業の円滑な接続を図る工夫(第1章総則第2款4(3))

- ・ 関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を育成するよう工夫する。

例えば、企業と連携して実践的な教育活動を導入していくことなども考えられる。

(5) 通信制の課程における教育課程の特例(第1章総則第2款5)

通信制の課程の教育課程も、高等学校教育として原則として第1章総則の第1款から第7款まで適用を受けるものであるが、通信制の課程の教育方法が全日制・定時制の課程と異なるため、授業時数、類型、就業体験活動、ホームプロジェクトなどの事項については適用を受けないこととされている。詳しくは解説総則編 p110 を参照のこと。

イ 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準(第1章総則第2款5(1)及び(2))

(1) 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

各教科・科目の1単位当たりの添削指導の回数、面接指導の単位時間数は、標準を示すものであるため、ある程度柔軟に具体的な回数、単位時間数を定めることができるが、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。面接指導の授業の1単位時間は、計算の基礎と

して50分とする。

(ロ) 専門学科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

第1章総則第2款3(1)ウや第1章総則第2款3(7)エ(ウ)などを十分に配慮すること。

(ハ) 学校設定教科に関する科目のうち専門学科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

学校設定教科に関する科目のうち専門学科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき各教科・科目の必要に応じて1回以上及び1単位時間以上を確保した上で各学校が定めることになっている。

(ニ) 添削指導及びその評価

添削指導に当たっては、生徒一人一人の到達度に応じた解説や、自学学習を進めていく上でアドバイス等を記載することが求められる。まとめて実施すること等がないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施することが必要である。

(ホ) 面接指導及びその評価

年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導することが必要である。また、通信制の課程を置く高等学校以外の協力校、技能教育施設、サポート校、その他の施設において面接指導を実施する場合は、施設・設備等も含め、適切な教育環境を整えるよう十分に配慮することが必要である。

ロ 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等(第1章総則第2款5(3))

- 各学校において、1単位につき1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定めること。

ハ 面接指導の授業の1単位時間(第1章総則第2款5(4))

- 通信制の課程における面接指導の1単位時間についても、全日制・定時制における授業の1単位時間と同様に、各学校において適切に定める。

ニ ラジオ・テレビその他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間(第1章総則第2款5(5))

- 多様なメディアを利用する学習を行う場合、面接指導時間数を免除することができるのは10分の6以内の時間数まで。
- 生徒の実態を考慮し特に必要な場合、複数のメディアを利用する場合は各メディアごとに10分の6以内の時間を免除し、あわせて10分の8まで免除できる。

多様なメディアを利用して行う学習を、継続的に取り入れ、その成果が満足できると認められる場合に、面接指導の一部として免除を認めるものである。各学校において「特に必要がある場合」の基準をあらかじめ定め、生徒や保護者に明示することが望ましい。

なお、生徒の面接指導等時間数を免除する場合にあっては、本来行われるべき学習の質と量を低下させることがないよう、十分配慮する必要がある。生徒が多様なメディアを利用して行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切である。

ホ 特別活動の指導時間数(第1章総則第2款5(6))

- 年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導するものとする。

ホームルーム活動及び生徒会活動について、第5章特別活動で明示されている内容の活動の全てを

行うことが難しい特別の事情がある場合には、その内容の一部を行わないものとするができる。

第4章 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(第1章総則第3款1(1))

主体的・対話的で深い学びの視点

これまでも学習指導要領において重視してきたものであり、今回の改訂で、学習活動の質を更に改善・充実させるために示したものの。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のための三つの視点

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ・ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現のための授業改善においては、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えること。(必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを通じて考えること。)

ロ 特に「深い学び」の観点から、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は学びを深める鍵となる。各教科等の「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より深い学びにつなげることが重要。

例：国語科

「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること」

ハ 生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力育成のために多様な学習活動を組み合わせる授業を組み立てることが重要であり、例えば、高度な社会課題の解決を目指したり、そのための討論や対話といった学習活動だけを行ったりするものではない。

上記のような学習は、これまでも学習指導要領において重視してきたものであり、今回の改訂においては各教科等において行われる学習活動の室を更に改善・充実させていくための視点として主体的・対話的で深い学びの視点が示されている。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実(第1章総則第3款1(2))

- ・ 言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科・科目等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させること。

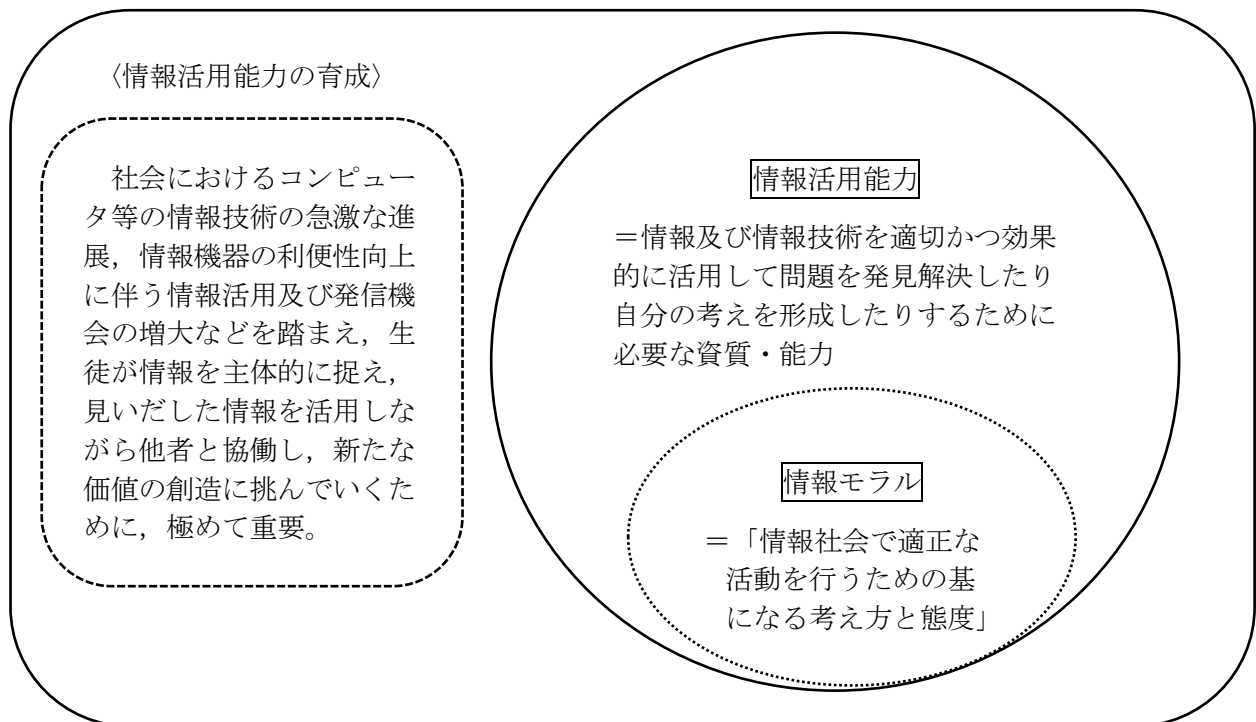
イ 言語環境を整える上で、教師との関わりに関係することとして下記の(イ)～(ハ)について留意する。

- (イ) 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
- (ロ) 校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること。
- (ハ) 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔にわかりやすく話すこと。
- (ニ) より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。
- (ホ) 教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること。
- (ヘ) 生徒が集団内で安心して話せるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと。

※色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要。

- 言語能力育成の中核的な教科である国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、どのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図る。
- ハ 読書活動の充実や、言語環境の整備のために、学校図書館の充実を図る。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用(第1章総則第3款1(3))



- イ コンピュータや情報通信ネットワークなどの校内のICT環境を整え、各教科等において適切に活用した学習活動の充実を図る。
- 各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用する。
- ハ 次の学習活動を通して、生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにする。
 - (イ) 情報発信による社会や他者への影響を考えさせる学習活動
 - (ロ) ネットワーク上のルールやマナーを守ることを考えさせる学習活動
 - (ハ) 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
 - (ニ) 情報の信憑性や危険性を考えさせる学習活動
 - (ホ) 情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動
 - (ヘ) 健康を害するような行動について考えさせる学習活動 など

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動(第1章総則第3款1(4))

- ・ 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫する。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、生徒が学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげることが重要である。

具体的には、例えば、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり、生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。

(5) 体験活動(第1章総則第3款1(5))

- ・ 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして、地域・家庭と連携・協働して、次のような体験活動の機会を確保していくことが必要である。

学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要である。

各教科・科目等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合、各教科・科目等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられる。体験活動の例としては、下記のイ～ニのような活動が考えられる。

イ 就業体験活動

□ 他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動

ハ 自然のすばらしさを味わい、自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動

ニ 地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加

体験活動の効果的な実施のために、その意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働することが重要である。また、学習内容と生徒の発達段階に応じて安全への配慮を十分に行う必要がある。

(6) 学校図書館，地域の公共施設の利活用(第1章総則第3款1(6))

学校図書館の機能

- ア 生徒の想像力を培い，学習に対する興味・関心等呼び起こし，豊かな心や人間性，教養，創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- イ 生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり，授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
- ウ 生徒や教職員の情報ニーズに対応したり，生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

これからの学校図書館には，調べ学習や新聞を活用した学習など，各教科等の様々な授業で活用されることにより，学校における言語活動や探究活動の場となり，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が求められている。

資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため，地域の図書館，博物館，美術館，劇場，音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

2 学習評価の充実

(1) 指導の評価と改善(第1章総則第3款2(1))

学習評価のねらい

- ・ 生徒の学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図る
- ・ 生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かえるようにする
- ・ 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、生徒が学習の意義や価値を実感し自身の目標や課題をもって学習を進めていけるようにする
- ・ 生徒による相互評価や自己評価を、学習意欲の向上につなげる

観点別評価の3観点(平成28年12月の中央教育審議会答申)

- ・ 「知識・技能」
- ・ 「思考・判断・表現」
- ・ 「主体的に学習に取り組む態度」

資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には

- ① 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分
- ② 個人内評価(個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る部分があることにも留意する。

指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが大切。

(2) 学習評価に関する工夫(第1章総則第3款2(2))

- ・ 学習評価を、授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組む。
- ・ 学習評価の妥当性や信頼性の確保(評価規準や評価方法等の明確化、評価結果について教師同士での検討、実践事例の蓄積と共有、授業研究等を通じ評価に係る教師の力量向上など)
- ・ 評価に関する情報を、シラバス等を通じて保護者に提供し理解を得る。
- ・ 学習成果の共有と円滑な接続(指導要録への適切な記載や学校内での一貫した学習評価)
- ・ 進学時の学校間の学習評価の適切な引き継ぎ。(例：特別活動において、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用することで、生徒の学習成果を円滑に接続する。)

第5章 単位の修得及び卒業の認定

1 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の習得の認定(第1章総則第4款1)

(1) 単位の修得の認定

- 各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合は、履修した単位を修得したことを認定。

(2) 総合的な探究の時間の単位の修得の認定

- 単位の認定の要件は、各教科・科目と基本的に同様。

単位の修得の認定に当たっては、各教科・科目と同様、総合的な探究の時間における授業を2以上の年次にわたって行ったときには各年次ごとに単位の修得を認定することが原則である。また、学期の区分毎に単位の修得を認定することができる。

(3) 教科・科目の単位数の配当

- 2以上の年次にわたって行ったときは、各年次に単位の認定をすることを原則とする。

2以上の年次にわたって分割履修する場合には、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる。この場合、それぞれの年次では、当該教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。また、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもできる(総則第2款3(5)ウ)が、この場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、総則第4款1(3)後段により、学期の区分毎に行うこともできる。

なお、例えば特定の年度における授業時数は1単位(35単位時間)に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定する場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能であるので、単位認定は年次ごとに行うことを「原則」としている。ただし、各教科・科目が週間授業時間割の中に配当されることが一般的であるので、このような扱いは限定的に考えるべきであり、教務内規等の運用に当たっては単位認定の方法などを十分に検討する必要がある。

修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできないので、卒業の要件を満たすことはできない。しかし、当該各教科・科目の修得が卒業要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に入れて計算して取り扱うことができる。

(4) 修得を認定された単位の取扱い

- 原則として再び履修する必要が無く、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際には、それまでに修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。
- 単位制による課程においては、過去に在籍した高等学校で修得した単位数を、全課程の修得を認めるに必要な単位数に加えることができる。
- 高等学校卒業程度認定試験を受験する場合には、試験科目に相当する科目を修得していれば、願い出により当該試験科目の受験が免除される。

(5) 単位の修得の認定と卒業の認定

- ・ 年度途中における卒業は許されない。

学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わることが原則である(学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用する第59条)ことから、校長が全課程の修了を認定する時期も3月末が適当であり、学年途中における卒業は許されない。ただし留学に係る場合(同施行規則第93条第3項)や帰国生徒・外国人留学生在が学期の区分に従い入学・卒業する場合(同施行規則第104条第3項)は、それぞれの学校教育法施行規則の定めによるものであり、学年の途中又は学期の区分に従い卒業が認められるが、この項に定める学期の区分による単位修得の規定によるものではない。

2 卒業までに修得させる単位数(第1章総則第4款2)

(1) 卒業までに修得させる単位数

- ・ 卒業までに修得させる単位数は74単位以上。上回って定めることは可能。
- ・ 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科の修得の単位数は20単位まで。ただし、専門学科、総合学科についてはこの制限はない。

(2) 卒業の認定

- ・ 校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で特別活動を履修し、その成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

学校が卒業までに修得すべき教科・科目等をあらかじめ定めている場合には、その定められた教科・科目等及びその単位数を修得する必要がある。同様に総合的な探究の時間についても、学校が卒業までに修得すべき事を定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。また、修得した単位数が74単位に達したからといって、生徒が卒業認定を要求し得る根拠とはならない。学校が、卒業に必要な単位を74単位を超えて定めている場合、生徒はそれを満たさなければならないし、また、特別活動についてその成果が目標に照らして満足できるという要件も満たしていなければならない。

3 各学年の課程の修了の認定(第1章総則第4款3)

- ・ 各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮することを求めている。

各学年の課程の修了の認定については、学年制をとっている場合においても、一方では単位制が併用されていることも考慮し、各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うような配慮が求められる。

多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、個性の伸長を図る観点から、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるような弾力的な運用が求められる。

4 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則等において、次のような、学校外の学修等について単位認定を可能にする制度が設けられている。

(1) 海外留学による単位認定

- ・ 外国の高等学校へ留学した場合に、36 単位を限度として単位を認めることができる。

単位認定に当たっては、外国における学習を当該高等学校の特定の教科・科目の履修とみなして単位認定することも、逐一各教科・科目と対比せずに、まとめて「留学」として単位認定を行うことも可能である。その際には、外国における学習の状況を把握し、それに応じた認定を行うことが必要であり、留学した場合に一律に 36 単位が自動的に認められるわけではない。

(2) 学校間連携による単位認定

- ・ 平成 17 年度より、36 単位を超えない単位数が認められている。

(3) 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

- イ 大学や高等専門学校における学校教育法第 105 条(同法第 123 条において準用する場合も含む。)に限定する特別の課程における学修及び科目履修生、研究生、聴講生としての学修
- ロ 専修学校の高等課程における学修並びに専門課程における学校教育法第 133 条において準用する同法第 105 条に規定する特別の課程における学修及び科目履修生又は聴講生としての学修
- ハ 専修学校の高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修
- ニ 大学の公開講座、公民館などの社会教育施設が開設する講座などにおける学修
単位認定に当たっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部や全部の単位として認めることもでき、増加単位として認定もできる。

(4) 技能検査の成果の単位認定

従前は、実用英語能力認定や簿記検定などの知識・技能検査に合格した場合のみ単位認定が可能だったが、平成 18 年度より、TOEFL・TOEIC などの合格・不合格の区別がない知識・技能審査の成果に係る学修についても単位認定が可能。

(5) ボランティア活動等の単位認定

- イ 社会福祉施設等においてボランティア活動を行った場合
- ロ 企業、工場や農家等において就業体験活動を行った場合
- ハ 各種のスポーツ活動や文化に関する活動において顕著な成績をあげた場合
単位認定に当たっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部や全部の単位として認めることもでき、増加単位として認定もできる。

(6) 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

(7) 別科において履修した科目に係る学修の単位認定

(8) 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定

- ・ 単位認定の対象となるのは、職業に関する教科であり、認定単位数は卒業に必要な単位数の 2 分の 1 以内。

この連携措置は、高等学校と技能教育施設との間で計画を定めて実施するものである。

(9) 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

- イ 通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合
- ロ 定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目を通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合上限は設けられていない。定時制の課程の生徒が他校の定時制の課程において一部科目を履修する場合は、上記(2)によるものとなる。

詳細は、解説総則編 141 ページからの【別表】を参照のこと。

第6章 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

(1) ホームルーム経営、生徒の発達の支援(第1章総則第5款1(1))

- ・ ホームルームは、生徒にとって学習や学校生活の基盤である。
- ・ ホームルーム経営の全体的な構想を立てるようにする。
- ・ ホームルーム経営を行う上で最も重要なことは確かな生徒理解である。
- ・ ホームルーム経営においても他の教職員との連携は不可欠であり「開かれたホームルーム」の実現を目指さなければならない。

あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要である。

ガイダンス機能の充実を図ることは、全ての生徒が学校やホームルームの生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味をもつ。

カウンセリングの実施に当たっては、個々の生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、早期発見・早期対応に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮することが必要である。

(2) 生徒指導の充実(第1章総則第5款1(2))

- ・ 生徒指導は、生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を持つものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。
- ・ 学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもち、また両者は相互に深く関わっている。
- ・ 教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行われなければならない。

生徒指導を進めるに当たっては、「学校だより」や「学年・ホームルーム通信」「PTA会報」「保護者会」「地域懇談会」「関係機関等との懇談会」などをとおして、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

(3) キャリア教育の充実(第1章総則第5款1(3))

- ・ 特別活動のホームルーム活動を要としながら、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図る。
- ・ 就業体験活動や社会人講話などの機会を確保する。

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」と混同され、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげてい

く指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動のホームルーム活動を要としながら、「総合的な探究の時間」や学校行事、公民科に新設された科目「公共」をはじめとする各教科・科目における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

今回の改訂では特別活動のホームルーム活動の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、次の2点を留意点として挙げている。

一つ目は、ホームルーム活動を指導する際に、これからの学びや人間としての在り方生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくことである。

二つ目は、ホームルーム活動の(3)で扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にす活動だということである。

(4) 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成(第1章総則第5款1(4))

- 各学校においては、ガイダンス機能の充実に計画的・組織的に取り組むことによって、生徒の自己実現を支援することが重要である。したがって、ガイダンス機能を充実させることは、単なる事前の説明や資料配布で足りるものではないことに留意する。

(5) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実(第1章総則第5款1(5))

- 個に応じた指導に向けた指導体制の充実は、学習指導や生徒指導などに幅広くわたるものであり、学校全体が共通理解の下に協力して教育活動を進めていかななくてはならない。
- 指導体制の工夫改善に当たっては、教師一人一人の得意分野や専門性を生かしたりするほか、他の学校との連携や学校外の様々な専門家の参加・協力を得たりするなど、様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。
- 個に応じた指導方法については、生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、学習の形態や指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

イ 学習習熟度別の学習集団を編成するに当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 生徒の学習内容の習熟の程度の実態に即することが当然であるが、学校規模、教師の編成、施設・設備などについても十分検討しなければならない。
- 関係者の共通理解を得ることに努め、一人一人の生徒が自己の学習習熟の程度をより高めようとする意欲をもつようにするなど、十分にその趣旨が生かされるよう留意しなければならない。そのためには、生徒に優越感や劣等感を生じさせたりすることのないよう、生徒に主体的に学習集団を選ばせる等の指導をすることも考えられる。
- 学習内容の習熟の程度を的確に把握する方法を工夫し、日常の学習状況を観察することにより、個々の生徒の学習習熟の程度や学習意欲等を把握するとともに、生徒に対しては、各教科・科目の担任、ホームルーム担任、学年主任等を通して、その趣旨やねらいについて十分な理解を図り、個別指導を行うなどの配慮も必要である。
- 生徒の努力により学習習熟度が高まった場合など、その程度に応じた学習集団に編入できるよう、学期ごと、学年ごと等において学習集団の編成替えをするなど、集団が固定化することで、学習意欲が低下しないようにする必要がある。

ロ コンピュータ等の情報手段は適切に活用することにより個に応じた指導の充実も有効である。

情報手段の活用の仕方は以下のように様々である。

- 大型提示装置で教師が教材等をわかりやすく示す。

- 生徒の興味・関心を喚起したり，課題をつかませたりすることができる。
- (ロ) 学習者用コンピュータによってデジタル教科書やデジタル教材等を活用する。
 - 習熟の程度に応じて難易度の異なる課題を用いた指導を行うことができる。
 - 観察・実験の記録映像や実技の模範映像，外国語の音声等を繰り返し視聴することができる。
 - わかったことや考えたことをワープロソフトやプレゼンテーションソフトを用いてまとめることができる。
- (ハ) 人工知能(AI)やビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用する。
 - 一人一人の学習履歴を分析して指導改善に生かすことができる。

(6) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項(第1章総則第5款1(6))

- ・ 学習の遅れがちな生徒に対しては，一人一人の能力や適性等の伸長を図るため，その実態に即して必要な配慮を加え，指導内容や指導方法を検討し，適切な指導を行う必要がある。
- ・ 生徒の指導に当たっては，一人一人に即した適切な指導をするため，習熟の程度や遅れがちな原因，傾向など実態を十分に把握することが必要である。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

イ 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫(第1章総則第5款2(1)ア)

- ・ 障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。指導に当たっては，音声教材，デジタル教科書やデジタル教材等を含め ICT 等の適切な活用を図ることも考えられる。

全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め，障害のある生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

なお，今回の改訂では，総則のほか，各教科等においても，「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等に当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが規定された。

ロ 通級による指導を行い，特別の教育課程を編成した場合の配慮事項(第1章総則第5款2(1)イ)

- ・ 通級による指導は，高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して，各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら，一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態である。
- ・ 特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な内容や目標を定め，指導を行う。
- ・ 通級による指導を，必修教科・科目，専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目，総合学科における「産業社会と人間」，総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできない。
- ・ 生徒が2以上の年次にわたって通級による指導を履修する場合，年次毎に履修した単位を修得したことを認定することが原則。
- ・ 通級による指導に係る単位を修得した時は，年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

これまで、高等学校においては通級による指導を行うことができなかったが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、高等学校等においても通級による指導を導入する必要性が指摘されてきた。このため、平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則及び学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件(平成 5 年文部省告示第 7 号)の一部改正等が行われ、平成 30 年 4 月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。

ハ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用(第 1 章総則第 5 款 2 (1)ウ)

- ・ 通級による指導を受ける生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成し、効果的に活用する。
- ・ 通級による指導を受けていない障害のある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努める。

(イ) 個別の教育支援計画

平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

具体的には、障害のある生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関などと連携し、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

(ロ) 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある生徒等の各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

(2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

イ 学校生活への適応等(第1章総則第5款2(2)ア)

- ・ 生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮する。
- ・ 外国での生活や異文化に触れた経験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。
- ・ 他の生徒についても、帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮する。

帰国生徒に対する高等学校への入学・編入学については、下記法令に基づき国際化に対応した特例を設けている。

(イ) 学校教育法施行規則第91条

第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(ロ) 学校教育法施行規則第104条第3項

校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第1項において準用する第59条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(第91条に規定する入学を除く。)を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

ロ 日本語の習得に困難のある生徒への指導(第1章総則第5款2(2)イ)

- ・ 生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要。
- ・ 言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる生徒の不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該生徒の言語的・文化的背景に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図るとともに、当該生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する必要がある。
- ・ 外国人生徒や外国につながる生徒については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

ホームルームにおける指導に当たっては、一人一人の生徒の日本語の能力などに応じ、以下の支援が求められる。

(イ) 授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援

(ロ) 学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援

(ハ) 理解したことを適切に表現できるようにするための支援

(ニ) 自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援

(ホ) 学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援

ハ 不登校生徒への配慮

(イ) 個々の生徒の実態に応じた支援(第1章総則第5款2(3)ア)

- ・ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの生徒にも起こり得ることとして捉える必要があり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。
- ・ 不登校生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。
- ・ 学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行う。

不登校生徒の支援については、「不登校児童生徒への支援の在り方(通知)」(平成28年9月14日付け28文科初第770号)において、不登校生徒への支援に対する基本的な考え方や学校等の取組について示している。不登校生徒に対しては、本通知等に基づき支援を行うことが求められる。

(ロ) 不登校生徒の実態に配慮した教育課程の編成(第1章総則第5款2(3)イ)

- ・ 不登校生徒に対して文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合は、生徒の実態に配慮するとともに、指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第7章 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

(1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け(第1章総則第6款1ア)

- ・ 教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施する。

各学校が行う学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されている。

文部科学省が作成する「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」(平成28年3月文部科学省)では、各学校や設置者が評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを例示している。(なお、専門高校については、この12分野に掲げたものの中で様々な分野における産業の担い手や後継者を育成するための教育を行うという特性から、評価項目・指標等を検討する際の視点を例示している。)

- ①教育課程・学習指導、②キャリア教育(進路指導)、③生徒指導、④保健管理、⑤安全管理、⑥特別支援教育、⑦組織運営、⑧研修(資質向上の取組)、⑨教育目標・学校評価、⑩情報提供、⑪保護者、地域住民等との連携、⑫環境整備

これらの例示を参考にしつつ、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断するべきである。その際、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、真に必要な項目・指標等を精選して設定することが期待される。

(2) 各分野における学校の全体計画等との関連付け(第1章総則第6款1イ)

- ・ 教育課程の編成及び実施に当たっては、各分野における学校の全体計画等との関連付けを十分に行い、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、効果的な指導を実現する。

各学校は、下記のとおり、法令等の定めによって各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等と関連付けて、当該全体計画等に示す教育活動が効果的に実施されるようにすることが求められる。

- イ 学校保健計画(学校保健安全法)
- ロ 学校安全計画(学校保健安全法)
- ハ 食に関する指導の全体計画(学校給食法)
- ニ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(いじめ防止等対策推進法)

(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連(第1章総則第6款1ウ)

- ・ 教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付け、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追求する機会などの充実につなげる。
- ・ 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、多様な人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意することは言うまでもない。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(1) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会(第1章総則第6款2ア)

- ・ 教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である(第1章総則第1款5)。特に高等学校では、就業体験活動の機会の確保(第1章総則第2款3(7)ア)を図るためにも、産業界等とも十分に連携すること。
- ・ 学校においては、生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。
- ・ 異年齢の子供など地域の様々な人々との世代を越えた交流を図る。

こうした取組を進めるに当たっては、特に、家庭科において、子どもや高齢者に関する内容について指導する際に、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めるとともに、総合的な探究の時間や特別活動などを活用することが考えられる。

(2) 学校相互間の連携や交流(第1章総則第6款2イ)

- ア 学校間の連携
- イ 高大連携
- ウ 学校同士の交流
- エ 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習

それぞれの例として下記のような取組が考えられる。

- イ 近隣の学校や同一の課程を有する学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。また、中学校との連携も、広い視野に立った教育活動の改善充実を図る上で極めて有意義である。
- ロ 生徒の学習意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるようにすることも期待される。
- ハ 学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したり、特別支援学校などとの交流を図ったりすることなどが考えられる。
- ニ 障害者基本法第16条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、直接的な方法のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習も考えられる。

第8章 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制(第1章総則第7款1前)

- ・ 校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、生徒の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。
- ・ 全教師による協力体制を整えるためには、道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要があり、その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。
 - ア 道徳教育の全体計画の作成に関すること
 - イ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
 - ウ 道徳教育用教材の整備・充実・活用に関すること
 - エ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
 - オ 道徳教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
 - カ 道徳教育の研修の充実に関すること
 - キ 道徳教育の全体計画の評価に関すること など

(2) 道徳教育の全体計画(第1章総則第7款1後)

- ・ 全体計画は、学校の設定する道徳教育の基本的な方針を具現化し、その目標を達成するために、重点的に取り組むこと、役割分担や関連の明確化、家庭や地域社会との協力などについて総合的に示すものでなければならない。
- ・ 高等学校における人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。

全体計画の作成に当たっては、次の事項を含めることが望まれる。

基本的把握事項

- ①教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- ②学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ③生徒の実態や発達の段階等

具体的計画事項

- ①学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標
- ②各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針及び内容
- ③特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- ④ホームルーム、学校の間関係、環境の整備や生活全般における指導方針
- ⑤家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携の方針
- ⑥道徳教育の推進体制
- ⑦その他

2 道徳教育推進上の留意事項(第1章総則第7款2)

- ・ 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事
- ・ 生命を尊重する心を育てること
- ・ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと
- ・ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと
- ・ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることが求められる。

道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた、主として「自分自身」「人との関わり」「集団や社会との関わり」「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、人間としての在り方生き方について考えを深め、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、様々な体験や思索の機会等を通して指導することが求められる。

どのような内容を重点的に指導するかについては、各学校において生徒や学校の実態などを踏まえて工夫するものであるが、その際には社会的な要請や今日の課題、中学校までの道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解についても考慮し、上記について指導するよう配慮することが求められる。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止(第1章総則第7款3)

- ・ 各学校においては、学校の教育活動全体において生徒や学校の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性が養われるよう配慮する。
- ・ 道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする。

体験活動を行う際には、生徒に体験活動を通して道徳教育に関してどのように配慮しながら指導するのかという指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

生徒の日常生活の中で、特に、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

4 家庭や地域社会との連携(第1章総則第7款4)

- ・ 道徳教育は学校が主体的に行う教育活動であることから、学校が道徳教育の方針を家庭や地域に伝え、理解と協力を得るようにしなければならない。
- ・ 学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて、学校の実態に応じて家庭や地域社会との相互交流の場を設定することが望まれる。

積極的な情報の公表と、家庭や地域社会との共通理解を深めることを示している。

総則に関するQ & A

第3章 教育課程の編成及び実施(総則第1款及び第2款関係)

Q1 「生きる力」と資質・能力の3つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」はどのような関係にあるのか。(総則第1款の3関係)

今回示された「資質・能力の3つの柱」は、国内外の分析を踏まえつつ、「生きる力」や各教科等の学習を通して育まれる資質・能力、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力といった、あらゆる資質・能力に共通する要素を整理したものである。確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を支えるのが、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という「資質・能力の3つの柱」という関係になっている。各学校では、学校教育全体並びに各教科等における指導等において、資質・能力の3つの柱のバランスある育成を通して、生徒一人一人の「生きる力」の育成に努めることが求められる。

Q2 カリキュラム・マネジメントとは、具体的にどのような実践をしたらよいか。(総則第1款の5関係)

「カリキュラム・マネジメント」のねらいは「教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る」ことにある。各学校では、これまでも、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程の編成の基本方針を定め、各種指導計画を作成し、指導体制を含めた校務分掌を整え、授業の実施に必要な予算を配当したり、地域からの協力を得たりしながら、それらに基づいた日常の授業を展開し、授業の成果や課題を見取って、次年度の改善につなげるといった形で教育活動の質の向上を図ってきていると考えられる。その意味では、「カリキュラム・マネジメント」は、全く新しい方法を導入することを目的とするものではない。むしろ、自校にある「学校の教育目標」や、その実現に向けた「教育課程の編成の方針」、「各種指導計画」、「校務分掌や予算の配当などの人的・物的な体制」が、自校の教育活動の質を最大限に高めることができるものとなっているか、教科等を超えて育成される学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応する資質・能力がねらいどおりに育成されているか、地域の人的・物的資源の活用について考えることはできないか、といった点について、学校として組織的、計画的、継続的に、その実施状況を把握して、改善を図っていく視点をもつことが重要である。「カリキュラム・マネジメント」の充実を図るためには、例えば、①学校評価との関連付けを図り、PDCA サイクルを機能させること、②職員会議や学年会、教科主任会など既存の関連の会議の場を生かすこと、③学校運営協議会や学校評議員会、保護者説明会、学校だよりなどを活用すること、などが考えられるが、それぞれの学校の実態に応じて、既存の取組や組織を生かしつつ、その取組の質の向上を図っていくことが求められる。

Q3 「社会に開かれた教育課程」とは、具体的にどのような実践が求められるのか(総則第2款の1関係)

今回の学習指導要領改訂では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の作り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示している。各学校においては、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、児童生徒や地域の実態に応じて、学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことが求められる。具体的には、例えば、①学校運営協議会や学校評議員会、保護者説明会などの場や機会を生かした、自校の教育目標やその実現に向けた教育課程の編成方針の共有や意見聴取の実施、②学校の教育活動

に地域住民や保護者の協力を得る際に、それらの教育活動を通して、児童生徒にどのような資質・能力の育成を目指しているのかを共有したり、教育活動終了後に協力を得た方から、実施上の成果や課題を聞き取り、次年度以降の改善の参考としたりすることなどが考えられる。重要なことは、教育課程を学校や先生方だけが知っている閉じたものとせず、社会に開いていくことであり、その一環として教育課程を通して、学校の教育目標や教育活動を家庭や地域に理解してもらい、連携・協働を進めることである。

Q 4 学習指導要領の改訂に合わせて、学校の教育目標を見直す必要があるか。(総則第2款の1関係)

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成について、その基本的な方針を家庭や地域と共有していくことが重要である。学習指導要領の改訂を踏まえて、改めて自校の教育目標を含めた教育課程編成の基本方針(例えば、「目指す生徒像」や「指導の重点」など)を捉え直し、必要な見直しを行うことが求められる。なお、学校の教育目標の設定に際し重要な視点には次のようなものが考えられる。(1)法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。(2)教育委員会の規則、方針等に従っていること。(3)学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。(4)学校や地域の実態等に即したものであること。(5)教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。(6)評価可能な具体性を有すること。

Q 5 履修、修得の定義に変更はあるのか。(総則第2款の3(1)ア関係)

今回の改訂においても従前の定義と変わりはない。履修とは、「教科・科目の目標に到達すべく授業に参加し、授業を受けること」である。言い換えれば、履修とは、生徒が学校の各教科・科目等の指導計画に基づき、教科・科目の習得を目指し、正常な学習活動を行うことである。具体的に何をもちて履修したとするかについては各学校が生徒の実態を踏まえ、学校ごとに判断基準を内規等で定めるなどして、出席及び学習の状況等を総合的に審査し、校長が判断するものである。

同様に、修得とは、「教科・科目を履修することにより教科・科目の目標からみて満足できる成果をあげること」である。言い換えれば、履修による学習の成果が、その教科・科目の目標に照らして満足できると認定された場合を修得という。何をもちて満足とするかについては各学校が生徒の実態を踏まえ、学校ごとに判断基準を内規等で定めるなどして、学習の成果を総合的に審査し、校長が判断するものである。

Q 6 単位数と単位時間の関係について、1時間単位50分で35単位時間の授業を行えば、1単位は1750分が標準となるが、授業の1単位時間の弾力的な運用を行う場合、25分、45分、55分、65分、90分の場合の1単位は何回分の授業となるか。(総則第2款の3(1)ア関係)

1単位が1750分を標準とすることは、いずれの場合でも変わらない。したがって、25分の場合は、 $1750 \text{分} \div 25 \text{分} = 70 \text{回}$ となり、70回の授業が必要である。同様に、45分の場合は39回、55分の場合は32回、65分の場合は27回、90分の場合は20回の授業を実施する必要がある。

Q 7 2.5単位のように小数点を含む単位は認められるか。(総則第2款の3(1)イ関係)

認められない。高等学校における単位の最小のまとまりとしては、50分の授業を35単位時間行ったものを1単位として計算することを標準としているので、例えば88単位時間実施した場合でも、70単位時間より18単位時間多いが、2.5単位や3単位としてではなく、あくまでも2単位となる。

Q 8 「ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。」とあるが、どのような場合か。(総則第2款の3(1)イ関係)

標準単位数よりも多く単位数を配当する場合、どの程度配当するかは、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じて、合理的かつ生徒の履修に無理のない(学習負担が過重ではない)範囲内で適切に定めることになる。解説では次のような場合をあげている。

- ① 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- ② 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- ③ 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の理解の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加することができることとしている。

Q 9 学校設定教科・科目の設置に当たっての留意点は何か。(総則第2款の3(1)エ及びオ)

特色ある学校づくりのために、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じて教育課程の一層の工夫改善が重要である。学校設定教科・科目は総合的な学習の時間とともに、学校の特色づくりに活用できるものである。また、学校設定科目はその科目が属する教科・科目の目標、ねらい及び内容を踏まえ、関連性をもたせたり、発展性をもたせたりして開設することができる。

なお、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目の修得単位数は、20単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。(総則第4款の2関係)

Q10 学校設定科目を学び直しの科目として履修させ、その後に必履修科目を同一年度内に履修させることはできるか。また、その際の単位認定は、学期ごとの認定が可能か。(総則第2款の3(1)エ及びオ)

可能である。必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすることを規定しており、その工夫の一つとして、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすることが示されている。(総則第2款の4関係)

その際、単位認定については、これまでも年次ごとにその教科・科目の履修を認定すること、また、学期ごとに単位の認定ができるとされていた。今回の改定においても、学期ごとの単位認定は可能である。

Q11 「学校設定教科・科目は、各学校の定めるところによるものとする」となっているが、学校と教育委員会の関係はどうなるのか。(総則第2款の3(1)エ及びオ)

教育委員会が、公立学校に対し教育課程の編成、実施について指導・助言を行う権限を有することは従前と変わりはない。学校設定教科・科目についても同様である。教育委員会は学校が学校設定教科・科目を新設する場合には事前協議を求め、その後に設置に関する届出又は報告を学校に求める。教育委員会は学校から相談を受けるなど、支援するという立場で対応する。

Q12 既存の科目の検定教科書を学校設定教科・科目の教科書として使用することは可能か。さらに、既に履修した科目の教科書を学校設定科目の教科書として使用できるか。(総則第2款の3(1)エ及びオ)

学校設定教科・科目は、学習指導要領に示されている教科・科目以外の教科・科目であり、教育委員会との事前協議を経た上で、各学校の判断で設けられるものであるため、学校作成教材を主たる教材にすることになる。よって、学校設定教科・科目の場合には学習指導要領で示されている科目と同じ検定教科書を主たる教材として使用することはできない。また、既に履修した科目の教科書を学校設定科目の中で主たる教材として使用することもできない。ただし、学校作成教材を主たる教材としながら、補助教材として検定教科書を使用することは可能である。

Q13 多様な選択を可能にすること等を考慮して、学校設定教科・科目について1単位の科目を設定してもよいか。(総則第2款の3(1)エ及びオ)

学習のまとまりや生徒の理解に無理がないと判断された場合は、1単位でも設定できる。また、体験活動の実施や特別非常勤講師の活用などとの関係から、特定の期間に集中して行われることも考えられるので、1単位の科目の開設はあり得る。ただし、1単位科目の設定が生徒の履修にとってふさわしいものかどうかを十分検討した上で設定する必要がある。

Q14 既存の科目と内容が重複する科目、例えば「数学演習」などを学校設定科目として設置することはできるか。(総則第2款の3(1)エ及びオ)

制度の趣旨からみて、学校設定教科・科目の目標や内容が既存の科目と重複するものであれば、設置は認められず、既存の科目の単位増加で対応することになる。学校設定教科・科目を設置する場合には、既存の科目との整合性に十分配慮する必要がある。

Q15 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために、学校設定教科・科目を設定する場合、当該科目の目標や内容には高等学校の内容を含まなければならないのか。(義務教育段階の復習だけを目的とすることはできるのか。)

「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること」とあるが、このような学校設定教科・科目を高等学校で開設することは、第2款の3(1)エ示される「高等学校の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮」と矛盾しないのか。(総則第2款の3(1)エ及びオ)

総則の解説においては、次のように記述され、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることだけを目的とする学校設定教科・科目も開設することが可能である。

特に、学校段階等間の円滑な接続を確保する観点から、教育課程の編成に当たって、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようすることを規定しており、その工夫の一つとして、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること(総則第2款の4(2)ウ)が示されている。このため、こうしたことも踏まえながら、生徒や学校の実態等に応じた適切な学校設定科目又は学校設定教科を開設することが重要である。なお、高等学校の目標は、義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について学び直し、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設することは、このような高等学校教育の目標に適合するものである。

Q16 実用英語能力検定などを取得するため、資格取得を目的とする学校設定科目を設けることはできるか。職業関係教科の「課題研究」で資格取得が認められていることとの違いは何か。(総則第2款の3(1)エ及びオ関係)

高等学校は、何らかの試験を受験するための対策講座的なものを行うところではない。学校設定教科・科目が、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に役立つよう設置できるとされている趣旨からみて、資格取得を目的とする学校設定科目を設けることは難しい。

職業関係教科においては、「課題研究」の内容として職業資格の取得が含まれている。職業関係学科のみ、それぞれの学科・教科の目標を達成するため、その学習に関連した資格取得へ向けた取組が認められている。この場合にも、単なる資格取得だけの学習ではなく、生徒が自ら学習計画を立案し、その計画に基づいて知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決能力や自発的、創造的な学習態度の育成を目指すことが重要である。

Q17 必履修教科・科目について、特に必要がある場合には、標準単位数よりも少ない単位を配当すること(減単)ができるのは、どのような場合か。(総則第2款の3(2)ア関係)

必履修教科・科目について、標準単位数よりも少ない単位を配当することが認められるのは、生徒の能力・適性、進路等の実態を踏まえ、特に必履修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要がある場合などが主として想定される。また、専門学科以外の学科においても、生徒の能力・適性、進路等の実態を踏まえ、教育的な配慮に基づいた判断として、例えば、生徒の実態等を踏まえ、単位を少なくして配当しても当該科目の目標の実現が可能であると判断できる場合には、必履修教科・科目について、標準単位数よりも少ない単位を配当することが認められる(標準単位数が2単位であるものを除く)。

ただし、減単を行うかどうかは慎重に検討する必要がある。当該教科・科目の目標を実現できる範囲で減単を行う必要があるという基本的な考え方は、共通必履修科目のみならず、標準単位数を示しているその他の必履修教科・科目や必履修以外の各教科・科目についても同様である。具体的に何単位を減じるかについては、各教科・科目の特性及び生徒の実態を踏まえ、生徒の理解の程度に配慮して履修に無理のないよう慎重な判断が必要である。

Q18 総合的な探究の時間について、「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とされているが、この趣旨及び「特に必要がある場合」の具体的な内容はどのようなものか。(総則第2款の3(2)ア(イ)関係)

「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とは、総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目(学校設定教科・科目を含む。)において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。従って、2単位に減ずることが出来るのは、限定的であることに十分注意しなければならない。

生徒に履修させる総合的な探究の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で編成するとともに、教育課程における総合的な探究の時間の位置付けを明確にすることが必要である。特に、標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、

探究のプロセスを通して行うことなどを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。

Q19 「外国の高等学校に留学していた生徒について、外国の高等学校における履修により、(中略)外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる」とあるが、ここでいう留学とはどのようなことか。(総則第2款の3(2)ア(ウ)関係)

この項は、外国の高等学校(当該国における正規の後期中等教育機関)に留学していた生徒の履修の認定に係る取扱いを明確化するため、今回の改訂において新設された規定である。ここで言う留学とは、いったん日本の高等学校に入学した生徒が、校長の許可を受けて留学をすること(学校教育施行規則第93条第1項)を意味し、もともと外国の高等学校に在籍していた生徒が、日本の高等学校に編入する場合は含まない。

外国の高等学校に留学した場合、36単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができる(同施行規則第93条第2項)が、留学をした場合でも、必履修教科・科目の履修は必要となる。この場合、外国における学修について、必履修教科・科目と照合して個別に履修状況を確認することが基本であり、海外におけるどのような学習が、国内のどのような教科・科目の履修に相当するとみなすかについては、各学校において適切かつ柔軟に判断することが求められる。その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うことが必要である。

また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる(同施行規則第93条第3項)。これらの制度を活用することで、長期の留学の際、原級留置や休学するの必要がなくなるため、当該制度の積極的な活用が期待される。

Q20 専門教科・科目の履修によって必履修教科・科目に替えることができるのは、どのような場合か。(総則第2款の3(2)イ関係)

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行う必要がある。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。例えば、職業学科では、各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報Ⅰ」と代替することが考えられる。そのほか、工業に関する学科で「デザイン実践」等を「工芸Ⅰ」に、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体の構造と機能」等を「保健」に代替することなどが考えられる。なお、これらの例示についても、機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。

Q21 休業日の期間に授業日を設定することは可能か。また、どのようなことに配慮しなければならないか。(総則第2款の3(3)ア関係)

学校や生徒の実態を踏まえて、特に必要があれば、休業日の期間に授業日を設定することは可能である。休業日については、「県立学校の管理に関する規則」(第5条)に規定されており、同条第2項に「校長は、各学年ごとに、……期間を変更することができる。」と示している。ただし、期間の変更が日数の増減を伴うときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。また、長期休業日の日数の合計は、65日以内であることに十分な注意が必要である。

なお、高等学校においては、各教科・科目や総合的な探究の時間は、必要がある場合には、特定の期間に授業を行うことが可能であるが、特別活動(ホームルーム活動)は、総則第2款の3(3)アの「特定の期間に行うことができる」という規定の対象外である。これは、高等学校は教科担任制であり、

小学校と比較して学級担任が普段生徒と接することが難しいという事情や、ホームルーム活動の重要性に鑑み、毎週、ホームルーム活動の時間を設けることが求められているためである。

Q22 第2款の3(3)イに記されている全日制の課程における週当たりの授業時数について、「必要がある場合には、これを増加することができる」ということには、土日に授業をすることが想定されているのか。(総則第2款の3(3)イ関係)

今回の改訂で、週休日である土日の扱いについては変更されていない。したがって、土日に授業をすることを期待する意味のものではない。もちろん、土日に恒常的に授業を行うことは適切ではないが、従来と同様に、振替をすることで授業をすることはできる。

Q23 ホームルーム活動について、原則、年間35単位時間以上実施とする趣旨はどのようなものか。また、授業の1コマの弾力的な運用は可能か。(総則第2款の3(3)エ関係)

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに役立つ活動であるとともに、高等学校における道徳教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすことから、年間35単位時間以上を実施することが定められている。

授業の1単位時間については、教科・科目と同様、年間50分×35単位時間以上を確保しつつ、実際の1コマ当たりの時間を学校において工夫して設定できる。

なお、「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称で諸連絡等を行っている活動については、その教育的効果も高いと思われるが、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、ホームルーム活動とは区別されるものである。

Q24 ホームルーム活動の授業時数については規定があるが、生徒会活動及び学校行事の授業時数についてはどうなるのか。(総則第2款の3(3)オ関係)

各学校において、それぞれ適切な授業時数を充てることになる。学校の実態に即して、年間、学期又は月ごとの計画の中で、授業時数を適切に定める。

Q25 「定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減ずることができる」とあるが、「特別の事情がある場合」とはどのような場合か。(総則第2款の3(3)カ関係)

一般的には、生徒の勤務の実態や交通事情などの特別の事情を考慮した場合などである。

Q26 10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合について、留意すべき点は何か。(総則第2款の3(3)ク関係)

10分程度の短い時間を単位として指導を行う際には、当該教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10分程度の時間における指導になじみ得るものと考えられるが、それまでに生徒が学習したことのないような内容を10分程度の短い時間に指導することは通常は想定し難いと考えられる。また、特別活動のホームルーム活動や総合的な探究の時間などについては、通常は10分程度の短い時間を単位として指導を行うということは想定し難いと考えられる。

総則第2款の3(3)クの規定では、「当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う」

必要があるとされており、10分程度の時間での指導の成果を活用するためには、ある程度まとまった時間において当該成果を踏まえた指導をすることが通常考えられる。例えば、10分程度の時間の活用を各教科・科目の授業時数の一部として設定し、その成果を活用する授業時間を確保したり、10分程度の時間を単位として義務教育段階の学習内容の確実な内容の定着を図る学習活動を行う場合、その内容を基礎としている各教科・科目の指導との密接な連携を図ったりすることが考えられる。また、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る活動内容であっても10分程度の時間の指導のみではその内容の定着が十分に図れない生徒がいる場合などには、上記のようなある程度まとまった授業時間において対応することのほか、当該教科の担当教員が補充的な指導を十分に行うといった工夫をすることも考えられる。

Q27 各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学習指導要領に示されていない内容も加えて指導できるとあるが、その際の留意点は何か。(総則第2款の3(5)ア関係)

学習指導要領は、すべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である(学習指導要領の「基準性」)。

すべての生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深めたり高めたりするとともに、思考力・判断力・表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待される。

ただし、学習指導要領に示した各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。全く関連のない事柄を脈絡なく教えることは避けなければならないし、生徒の負担が過重となることのないように、十分に留意しなければならない。

Q28 各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動の分割指導について、学期の区分に応じてどのように分割することができるのか。(総則第2款の3(5)ウ関係)

各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業を特定の学期に行うことも可能であり、単位の修得の認定も学期の区分ごとに行うことが可能である。したがって、例えば2学期制をとるような学校では、前期にある科目を履修して単位の修得を認定し、後期に別の科目を履修することもできる。さらに、前期と後期にわたってある科目の単位を分割して履修させることもできる。

なお、各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業を特定の期間に行うこともできる。単位の修得の認定も学期の区分ごとに行うことが可能であるが、特定の期間の履修が終了しても学期の区分に応じてしか単位の認定はできないことに留意する必要がある。すなわち、その学期内にその単位相当分の授業時数を確保し授業を実施した場合は、その学期のまとまりの中で単位の認定ができるということである。

Q29 職業に関する各教科・科目に就業体験活動を取り入れる場合や実務等で職業科目の一部を代替する場合の留意点は何か。(総則第2款の3(7)エ関係)

職業教科・科目に関する就業体験は、就労していない生徒(全日制・定時制)を対象にした学習であり、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて、実習と代替可能である。実務代替とは、定時制・通信制の生徒のうち勤労している生徒を対象にした学習である。

	就業体験活動	実務代替(一部)
対象課程 (生徒)	全日制・定時制課程(通信制課程は代替不可「高等学校学習指導要領総則解説編」総則第2節5参照)	定時制・通信制課程の職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業

	※ 通信制課程では、全日制・定時制課程におけるような授業が行われていない。	(家事を含む)に従事している。(総則 第2款の3(7)エ(ウ))
教育課程 (対応する教科・科目)	教育課程の年間指導計画に位置付けられている。	職業に関する科目が設定され、実務代替として位置付けられていること。主に実習科目が中心。
単位数	1 単位時間 50 分として 35 回で 1 単位	就労 270 時間 (1 日 3 時間, 90 日以上の就労) で 1 単位を想定 (就労内容を事前に把握し, 履修科目の学習内容と照らして判断することが必要。)
認定基準	対応する科目としての目標やねらいが満たされ, 成果が認められる場合。	職業における実務がその各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められる場合。

就業体験活動及び実務代替を考える場合には以下の点に留意する必要がある。

- (1) 報酬を得ている生徒の場合の就業は、「就業体験活動」として扱うことはできない(修行体験活動を実施するに当たっての配慮事項)。また、学校設定教科「社会体験」科目「就業体験活動」にもならない。
- (2) 実務代替は、就労している生徒の他、アルバイトやパート社員の就労を対象とすることができる。ただし、単位認定に当たっては、就労の種類、様態等に応じて、オリエンテーションの実施、計画書等の提出、活動報告書等による成果の報告など、事前・事後の適切な指導を行い、それらの活動に係る学修が、その各教科・科目の履修と同様の成果として学校長が認めた場合に限る。

Q30 定時制課程において「学校設定教科・科目」を設けて、「実務代替」することはできるか。また、可能であるとすれば、具体的にどのような代替の方法が考えられるか。(総則第2款の3(7)エ関係)

総則第2款の3(7)エ(ウ)を根拠として可能である。代替の方法については、生徒一人一人の職場における実務等の体験に応ずるよう、生徒の職業に対応した共通的な職業科目を編成し、郊外における実務等をそれらの教科・科目の増加単位として評価すること、あるいは学校における履修の一部を免除することなどが考えられる。

Q31 通信制の課程で、第1款から第7款までで適用を受けないのは、どの規定か。(総則第2款の5関係)

通信制の課程の教育課程も、高等学校教育として原則として総則の第1款から第7款までの適用を受けるが、以下の事項については適用を受けない。

- (1) 授業時数(第2款の3(3))

通信制の課程の教育方法は、添削指導、面接指導、放送その他の多様なメディアを利用した指導、試験によることとなっているため、全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として行われない。

- (2) 類型(第2款の3(4))

通信制の課程においては、自学自習による添削指導と、個別指導を重視した面接指導を中心としているため、類型に関する規定は適用されない。

- (3) 就業体験活動、ホームプロジェクトなど(第2款の3(7)エ)

通信制の課程では、全日制・定時制の課程におけるような授業が行われないため、職業科目の履修について、就業体験、ホームプロジェクト等による授業時数の一部代替の適用を受けない。

Q32 通信制の課程における総合的な探究の時間の設定はどのように定めるのか。(総則第2の5(3))

総合的な探究の時間については、通信制の課程においても教育課程上必置であり、全ての生徒がその学習活動を行わなければならない。総合的な探究の時間の標準単位数は、総則第2款3(1)イの表に3～6単位と示されているが、通信制の課程においては、総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、観察・実験・実習、発表や討論などを取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ適切に定めることが重要である。

Q33 通信制の課程において、「特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする事ができる」とあるが、どのような場合が考えられるか。(総則第2款の5(6)関係)

学習指導要領第5章特別活動でホームルーム活動及び生徒会活動の取り組むべき内容が具体的に明示されているが、登校日数が制限されている通信制においてはこれらの活動のすべてを行うことが難しい特別な事情があると想定されており、その場合にはこの内容の一部を行わないものとする事ができるとしている。

第4章 教育課程の実施と学習評価(総則第3款関係)

Q34 新学習指導要領に、「アクティブ・ラーニング」という言葉が使われていないのはなぜか。(総則第3款の1(1)関係)

「アクティブ・ラーニング」という用語については、文脈等により様々な定義で用いられることから、法規としての性格を有する学習指導要領ではこれを用いずに、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」として示されている。これは、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」における「平成26年11月の諮問において提示された『アクティブ・ラーニング』については、子供たちの『主体的・対話的で深い学び』を実現するために共有すべき授業改善の視点として、その位置付けを明確にすることとした」との提言を踏まえたものであり、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点(アクティブ・ラーニングの視点)からの授業改善を図ることが重要であるという認識は変わっていない。

Q35 各教科・科目等の「見方・考え方」について、授業の中でどのように生かしていくべきか。

各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」については、各教科・科目等の習得・活用・探究という学習過程の中で働かせることを通じて、より質の高い「深い学び」につなげ、それによって、生徒の資質・能力の3つの柱の育成を図ることが重要である。各教科・科目等の解説では、当該教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせるとはどういうことであると考えられるかが示されている。なお、各教科・科目等の解説において示されている「見方・考え方」は主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要である。

第5章 単位の修得及び卒業の認定(総則第4款関係)

Q36 必履修教科・科目等について、単位の履修の認定、及び単位の修得の認定、並びに卒業の認定での留意事項は何か。(総則第4款の1関係)

学習指導要領では、卒業までに履修すべき教科・科目名及びその教科・科目の単位数が定められている。必履修教科・科目については、卒業に必要な履修単位数に不可欠なものであるから、卒業の認定の要件になる(専門教育を主とする学科の専門教育に関する各教科・科目については、25 単位を下らないこと等に留意する。)

卒業までに修得しなければならない単位数は74 単位以上である。74 単位以上と定められた卒業に必要な修得単位数には、履修した教科・科目及び単位数と同一の教科・科目及び単位数を必ずしも含むものではないが、学校が独自に必履修科目を定めたり、74 単位以上の単位数例えば76 単位、80 単位等の修得を卒業要件にすることができる。普通科では学校設定科目と学校設定教科に関する科目の単位を合わせて20 単位まで含むことができることに留意する。

卒業の要件には、学習指導要領に基づき学校が定めた必履修科目の履修、学校が定めた必履修科目の修得を含む。学校が定めた卒業に必要な74 単位以上の修得単位数を満たさない場合、総合的な探究の時間の学習活動及び特別活動の成果が満足できない場合には、卒業認定することはできない。

なお、学習指導要領の基準を超える履修及び修得がなされているが、学校の定めた卒業認定基準を満たさない場合に、学校が教育的な配慮に基づき指導を含め弾力的に対応し、校長が卒業を認定することはあり得る。いずれにしても、各学校では卒業認定に必要な単位の履修及び修得等の認定に関しての評価規定等内規を整備し、絶えず見直す必要がある。単位の履修についても、各学校が、例えば、「授業に参加し、2/3 以上の出席をし、課題等が提出されているのであれば履修とする。」等、学校で適宜規定を設定して対応する必要がある。さらに、履修が現実には出席時数によって図られていることから、時数不足の場合には、補充等を行って追認定したり、追考査を行って満足できる成果を満たせば追認定したりする等の対応ができる。

これらの対応や指導について各学校では指導の指針や指導計画等を定めるとともに、生徒・保護者への入学前の説明会、学年ごとの保護者会等で履修、修得及び卒業の要件等について説明する必要がある。また、ガイダンス機能の充実を図り、個別指導を行うなど指導の充実が求められる。

第6章 生徒の発達の支援(総則第5款関係)

Q37 ホームルーム経営におけるガイダンスとは、具体的にはどのような教育活動が考えられるのか。(総則第5款の1(1)関係)

特に、ガイダンスの機能の充実について配慮の求められる教育活動としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- イ 入学時、新年度や新学期の開始時期において、教師と生徒及び生徒相互のよりよい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校やホームルームにおける諸活動や集団生活の意義、それらの内容などについて十分に理解し、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現に取り組むことができるよう指導・援助の充実を図ること。
- ロ 各教科・科目等や各種の学習活動の開始時期などにおいて、学習活動のねらいや方法、よりよい選択の仕方等についての理解を図り、生徒の学習意欲を喚起して、主体的に活動に取り組むことができるよう十分に配慮すること。
- ハ 不適切な選択が学校生活への不適応の原因ともなることなどを考慮し、しっかりとして選択ができるよう、年間を通じて適切な指導を計画的に進めるとともに、個々の生徒に対する相談活動の充実に配慮すること。
- ニ 生徒自身が自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科・科目等や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるよ

う配慮すること。

ホ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること。

Q38 「通級による指導」とは何か。(総則第5款の2(1)関係)

高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態である。小・中学校等と同様に、学校 教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

Q39 「通級による指導」は実際にどのような形で実施するのか。(総則第5款の2(1)関係)

特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。

Q40 「自立活動」のねらいと内容は何か。(総則第5款の2(1)関係)

生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うことをねらいとし、その内容は、各教科・科目等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。

Q41 通級の指導に係る修得した単位の扱いはどのようになるか。(総則第5款の2(1)関係)

年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

第7章 学校運営上の留意事項(総則第6款関係)

Q42 教育課程の実施状況の評価や改善はどのように行えばよいか。(総則第6款の1関係)

各校の各種調査結果やデータ等を活用して実施状況を分析・把握して課題を見出し、改善を図っていくことが考えられる。その際は各校の学校評価と関連付けながら実施することが必要であり、文部科学省が作成している「学校評価ガイドライン」を参考に行うと良い。

第8章 道徳教育推進上の配慮事項(総則第7款関係)

Q43 道徳教育推進教師の役割は。(総則第7款の1関係)

校長が示す学校の道徳教育の方針を、学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下にその充実を働きかけていく役割がある。具体的には、道徳教育全体計画の作成や評価とその公開、道徳教育の推進・充実、研修の充実などが考えられる。

Q44 道徳教育推進教師は各学校1名を置くのか。(総則第7款の1関係)

道徳教育推進教師については、各校1名以上を置くこととする。その職務の内容に鑑み、校長が適切に任命するとともに、課程や学科など学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫が求められる。

Q45 学校における道徳教育の、主な指導の場面として考えられることは。(総則第7款の1関係)

人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとしており、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行う必要がある。中でも「人間としての在り方生き方」を目標に掲げる公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、中核的な指導場面であることに配慮する必要がある。